

平成24年3月版

司法書士のための法律扶助活用マニュアル

日本司法書士会連合会

目 次

はじめに	p. 1 ~
I 司法書士と民事法律扶助制度	p. 3 ~
II 民事法律扶助の援助要件	p. 4 ~
III 民事法律扶助業務に関する基本契約の締結	p. 8 ~
IV 法律相談援助	p. 16 ~
V 書類作成援助	p. 26 ~
VI 代理援助	p. 38 ~
VII 司法書士が法律扶助を担当する場合の注意事項	p. 44 ~
◇事例集	p. 47 ~
◇資料集	p. 77 ~

はじめに

平成 11 年頃から司法制度の在るべき姿が広く論議されるに至り、その結果、司法制度改革が断行された。この論議の根幹は、「法の支配」の徹底にあり、市民の権利擁護確立を目指し、法に基づかない権力の専断的圧力を排斥して、逆にそれら障害を法で拘束するシステムの構築を目的とするものであった。

そして、平成 11 年 7 月、内閣に設置された司法制度改革審議会において示された三つの論点の一つ「国民の期待に応える司法制度の構築（制度基盤の整備）」に関する論議から誕生したのが、裁判などによる紛争解決のための制度の利用を容易にし、司法書士及び弁護士等のサービスを身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備について定めた「総合法律支援法」であった。この法の目的及び基本理念に掲げられている司法書士及び弁護士等の法律専門職者のサービスをより身近に、全国あまねく受けられる社会が早急に実現されるための対応策が「総合法律支援構想」であり、この中核を担う運営主体が日本司法支援センター（以下、「法テラス」という）である。

そして、この法テラスを中心として、幅広い多くの専門職者団体（組織）をネットワークで繋ぐ総合法律支援事業は、市民の司法へのアクセスを拡充する画期的制度として大いに期待される中、これまでに各種様々な活動が精力的に展開され、各分野において高い評価を受けてきたところである。

法テラスを中心としたネットワークが、市民の司法へのアクセスを容易にし、自己責任、事後救済型社会における基本的インフラとして機能するためには、地域に根付いた制度として広く利用されるものとならなければならない。全国をくまなく網羅するネットワークを制度構築するうえで、地域におけるリーガルサービスの担い手として、その役割を果たしている司法書士は、総合法律支援事業において重要な役割を担っている。

法テラスがより良い制度として定着するために、司法書士が対応すべき課題はまだまだ山積しているが、これは司法制度に対する市民及び社会からの更なる信頼を獲得する好機であり、法テラスにおける実績が司法制度の次のステップに繋がるものであると確信しているところである。現代社会にあつて、如何に法の法饒化に寄与できるかが司法書士にとっての試金石となるものである。複雑多様化した現代社会にあつて法律実務家司法書士は、市民の負託に応えるための最善を尽くし、法化社会に貢献していくことが今こそ求められているのである。司法書士は、市民の期待を背負い生まれた法テラスがより実効性を発揮し、市民の期待に十全に応えられる存在となり発展を遂げるように、今後更なる連携協力を尽くしていかなければならない。

さて、その法テラスの主要業務の一つである民事法律扶助事業がある。

司法書士は、平成 12 年に民事法律扶助法が施行され、新たなサービスとしての書類作成援助が加えられて以後、着実にその実績を積み重ねるとともに、平成 15 年 4 月の改正司

法書士法施行により簡裁訴訟代理権が付与されてからは、法律相談援助及び代理援助にも積極的に取り組むようになり一定の成果を示している。

法テラスの業務開始により、市民の司法アクセスが飛躍的に向上し、潜在的なニーズが喚起された状況下で、より多くの市民が救済されるためにはサービス提供者の確保と能力の担保が肝要となる。そのニーズへの対応として、全国約 20,000 名の司法書士全員が民事法律扶助契約を締結することを目標として、民事法律扶助業務に積極的に取り組む体制を整えたいと願うところであり、それに向け尽力したいと考える。そのために、日司連としては、会員のスキル向上を図るための研修の実施及び推進、マニュアル等の会員への配布、会員の意識啓発を目的とする法律扶助推進月間の実施、制度及び取組みに関する市民向けリーフレット等の配布による広報活動を行うなど、今後も民事法律扶助の推進に向け、可能な限り司法書士会及び会員をフォローアップしていく所存である。

そこで、会員各位において民事法律扶助制度への理解と共に業務における民事法律扶助推進に活用されることを願い作成されたのが本マニュアルである。司法書士会での研修会資料としてご利用頂き、一人でも多くの会員が民事法律扶助業務に精通され、もって市民の権利擁護に貢献して頂けるように心からお願い申し上げます。

最後に、本マニュアルの作成に尽力頂いた法テラスとの連携推進委員会の委員をはじめとした関係各位に対して、この場を借りて感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

日本司法書士会連合会
常任理事（司法支援部門担当）
早 川 清 人

I 司法書士と民事法律扶助制度

民事法律扶助制度は、経済的な理由により、弁護士・司法書士による適切な支援を受けることが困難な場合に、無料法律相談を実施し、法律専門家への費用（訴訟代理等・裁判所提出書類作成）を立替える制度です。

これにより、憲法第 32 条の「何人も裁判を受ける権利を奪われない」という裁判を受ける権利の実質的保障と法の支配の実現の促進を図るものです。

法律扶助制度は、昭和 27 年に設立された財団法人法律扶助協会にて運営されてきました。当初は、弁護士による法律相談や訴訟代理等の費用の援助が中心であったところ、平成 12 年 10 月に施行された民事法律扶助法にて新たに裁判所への提出書類作成を依頼した場合の報酬等の立替をする「書類作成援助」が始まり、このときより、民事法律扶助事業に司法書士が本格的に参画をすることになりました。

その後、平成 14 年司法書士法改正による簡裁訴訟代理等関係業務への司法書士業務の拡大を受けて、民事法律扶助業務についても法律相談登録司法書士制度や司法書士の簡裁訴訟代理等への代理援助も整備されました。

平成 18 年 10 月、民事法律扶助業務は、総合法律支援法に基づいて設立された「日本司法支援センター（以下、「法テラス」という。）」に引き継がれ、司法書士も引き続き法的サービスの提供者として弁護士とともにその責務と役割が明確となり、民事法律扶助業務の担い手としての役割が期待されています。

総合法律支援法第 30 条第 1 項第 2 号では、民事法律扶助に関する業務内容を「民事裁判等手続において自己の権利を実現するための準備及び追行に必要な費用を支払う資力がないう国民若しくは我が国に住所を有し適法に在留する者（以下、「国民等」という。）又はその支払いにより生活に著しい支障を生じる国民等を援助する業務」と定め、資力に乏しい方に対して、①無料で法律相談を実施（**法律相談援助**）し、②民事裁判手続やこれに先立つ和解交渉等において司法書士等が代理人となった場合の報酬等の立替え（**代理援助**）と③訴状や各種申立書など裁判所への提出書類の作成にかかる費用の立替え（**書類作成援助**）の 3 つのメニューが用意されています。

依頼者からの法的紛争解決のための相談や代理、裁判所の提出書類の作成の依頼を受ける場合には、依頼者の資力や生活状況から、依頼にかかる費用等の負担が困難と思われる事態となっても、民事法律扶助制度の適切な助言や活用を行って、より少ない負担でもって法的紛争解決を図れるようにする必要があります。

II 民事法律扶助の援助要件

前述のとおり民事法律扶助は、経済的にお困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）制度です。ただし、民事法律扶助の申込者が無条件で民事法律扶助を利用することはできません。申込者は一定の要件を満たすことが必要となります。

「代理援助」、「書類作成援助」を受けるためには、以下の3つの要件すべてに該当する必要があります。

- ① 申込者が「資力基準」に定める資力に乏しい国民等であること
- ② 勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

これに対し、法律相談援助においては②の「勝訴の見込みがないとはいえないこと」は要件ではありません。

（1）援助要件① 資力基準の要件について

資力基準は、「収入等」と「資産」という2つの基準で判断することになりますが、申込者の事情は多岐に渡るため、判断に悩む場合も多いと思われます。地方事務所の担当者と打合せをして下さい。また、法律相談援助においては要件について例外があります。法律相談援助の際には、後述の「（4）法律相談援助における例外」を併せて確認ください。

I 収入等について

ア. 家族の人数による毎月の申込者及び配偶者の収入（手取額、賞与を含む。）の基準額

	一般の地域	※生活保護一級地
単身者	182,000円以下	200,200円以下
2人家族	251,000円以下	276,100円以下
3人家族	272,000円以下	299,200円以下
4人家族	299,000円以下	328,900円以下
以下1名増加加算額	30,000円	33,000円

*生活保護一級地 東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市などの大都市

イ. 家賃・住宅ローンを負担している場合の加算

申込者または配偶者が、家賃・住宅ローンを負担している場合、現実に支払っている家賃や住宅ローンの額を加えたものを基準額とします。

	一般の地域	東京都特別区
単身者	41,000円以下	53,000円以下
2人家族	53,000円以下	68,000円以下
3人家族	66,000円以下	85,000円以下
4人家族以上	71,000円以下	92,000円以下

ウ. 同居者に生活費を支払っている場合（みなし家賃）

親元に住む子どもが、給料の中から家賃や食費代として一定の金額を支払っている場合、この支払いを家賃の支払いとみなして、基準額に加算します。加算の限度についても通常の家賃の場合と同額です。

支払う相手方は、(i) 申込者と同居している者、(ii) 申込者またはその配偶者に対し住居を提供している者、(iii) 申込者の資力基準上の家族でない者といった要件があります。

エ. 家族の人数の数え方

家族の人数は、原則として (i) 申込者、(ii) 申込者と同居する配偶者、(iii) 申込者と同居し申込者または配偶者が扶養している家族により決められますが、それぞれの家庭によって様々な事情があり、複雑な場合は地方事務所に確認する必要があります。

オ. 申込者の収入等の計算方法

① 基本（単身者の場合）

申込者の「収入」は、手取りの月収額（賞与を含む。）です。毎月の平均手取額の1.2倍と年間の賞与額を合計して1.2で割って算出します。

② 申込者に配偶者がある場合

配偶者の収入は、同居の有無を問わずに加算します。収入額は、上記①の計算方法によります。

③ 申込者と同居している家族の収入

申込者または配偶者が定期的に受け取っている限度で加算します。

④ 家族の収入には様々な形態があり、算出に困難がある場合は、地方事務所と相談する必要があります。

II 資産について

法律扶助の利用については、ある程度の資産を保有していてもかまいませんが、申込者及び配偶者の資産を合計して、下記の基準額以下でなければなりません。

単身者	180万円以下
2人家族	250万円以下
3人家族	270万円以下
4人家族以上	300万円以下

なお、(i) 資産が援助にかかる事件の係争物件であるとき、(ii) 生活のために必要な住宅及び農地、(iii) 配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する資産については、資産から除外して判断されます。

また、代理援助及び書類作成援助においては、(iv) 生活に必要な動産、(v) 将来の医療費、教育費又は職務上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含みます。）のために備蓄した財産のうち相当と認められる額、法律相談援助においては、(vi) 申込みの日から3月以内にその現金又は預貯金から支出することとなると認められる医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含みます。）の額についても資産から除外して判断されます。

(2) 援助要件② 勝訴の見込みがないとはいえないこと

(3) 援助要件③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

民事法律扶助事業は、その公共性の高さ（総合法律支援法第31条）故に、政府の財政支出により実施されるものですから、援助の申込みが申込者の「正当な」権利の実現に「合理的に」資するものでなければ援助されません。たとえば、訴訟の目的が、単に相手方への嫌がらせや、報復的感情をみたすだけなどには援助決定ができません。

また、償還能力がありながら最初から償還意思をもたない者の申込み、立替制度を濫用しようとする申込ですから、援助できません。

(4) 法律相談援助における例外

平成20年12月1日から法律相談援助については、申込者の手続的な負担の軽減を考慮した（業務方法書第15条の2）取扱いが定められ、以下のとおり資力基準の簡素化が行われています。（運営細則第7条の2、第8条の2、業務方法書別表2。）

① 家族（配偶者を除く）からの家計への貢献は考慮されません。

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合でもその金額は含めず、申込者の収入（配偶者がいる場合は、原則配偶者の収入を含む。）で判断します。

② 保有資産を現金・預貯金のみで判断します。

不動産や有価証券を保有している場合でもその価値を含めず、現金・預貯金のみで判断することとなっています。

Ⅲ 民事法律扶助業務に関する基本契約の締結

司法書士が民事法律扶助業務を担当するには、法テラスと「民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約」（以下「基本契約」という。）を締結する必要があります。（契約条項第4条第1項参照。）

この基本契約締結申込書は、所属司法書士会所在地の法テラス地方事務所に対して提出しますが、所属司法書士会を経由して法テラスに申し込む取り扱いをしている司法書士会が多いようです。

基本契約は、司法書士が担当する援助内容に応じて以下の類型に分かれています。

①センター相談登録契約

法テラス地方事務所又は指定相談場所で法律相談援助を実施することについての契約。

②事務所相談登録契約

司法書士の事務所で法律相談援助を実施することについての契約。

③受任予定者契約

代理援助を実施することについての契約。

④受託予定者契約

書類作成援助を実施することについての契約。

法律扶助事件を持ち込んだ際に、未だ基本契約が締結されていない場合には、速やかに基本契約を締結してからでなければ個別契約を締結することが出来ません。

基本契約の期間は2年です。基本契約は自動更新されますが、期間満了1ヶ月前までに新たに契約を更新しない旨の通知をすることが出来ます。

なお、事務所移転、氏名変更など契約時の記載事項に変更が生じた場合、契約申込書記載事項変更届を提出する必要があります。

- 【参考資料】
- ① 民事法律扶助契約司法書士申込書（個人用）
 - ② 民事法律扶助契約司法書士申込書（法人用）
 - ③ 契約申込書記載事項等変更届（個人用）
 - ④ 契約申込書記載事項等変更届（法人用）

日本司法支援センター
民事法律扶助契約司法書士申込書

_____年 ____月 ____日

日本司法支援センター 御中

私は、日本司法支援センターの民事法律扶助契約司法書士となるため、『民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項』の内容を確認し、それを承諾の上、契約締結の申込みをいたします。

氏名	ふりがな						
	氏名	(印)					
所属会	会	登録番号					
簡裁代理権	有・無	認定番号					
事務所	名称						
	住所	〒 -					
	電話		代表/直通	ファクシミリ		代表/直通	
費用振込先 金融機関口座	銀行名	銀行	支店名	支店			
	口座種別	普通・当座・貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)					
	口座番号(右ヅメ)						
	口座名義(カカナ)						

基本契約 の種類 : 申込みをする 契約に○印を記 載します。	センター相談登録契約
	事務所相談登録契約
	受任予定者契約
	受託予定者契約

最寄駅	線	駅より	徒歩	分
-----	---	-----	----	---

※本契約の申込みを行う際には、申込み前に、日本司法支援センターの地方事務所又は弁護士会・司法書士会に備え付けの『民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項』にて内容をご確認ください。

※本申込書は個人契約用です。司法書士法人の申込みにつきましては、地方事務所へお問い合わせください。

日本司法支援センター 民事法律扶助契約司法書士法人申込書

_____年 ____月 ____日

日本司法支援センター 御中

当法人は、日本司法支援センターの民事法律扶助契約司法書士法人となるため、『民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項』の内容を確認し、それを承諾の上、契約締結の申込みをします。

法人名	ふりがな			
	法人名	(印)		
所属会	会	届出番号		
主たる事務所	名称			
	住所	〒	-	
	電話		ファクシミリ	

基本契約 の種類 : 申込みをする 契約に○印を記 載します。		センター相談登録契約
		事務所相談登録契約
		受任予定者契約
		受託予定者契約

最寄駅	線	駅より	徒歩	分
-----	---	-----	----	---

※本契約の申込みを行う際には、申込み前に、日本司法支援センターの地方事務所又は弁護士会・司法書士会に備え付けの『民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項』にて内容をご確認ください。

日本司法支援センター 民事法律扶助契約司法書士法人申込書(担当者届出用)

_____年 ____月 ____日

日本司法支援センター 御中

当法人は、下記の司法書士を、当法人として民事法律扶助業務を行う担当者として以下のとおり指定し、当該担当者の同意を得ましたので、その承認を求めます。

法人名	ふりがな				
	法人名	(印)			
所属会	会	届出番号			
氏名	ふりがな				<small>社員/使用人 ※どちらかに○</small>
	氏名	(同意印)			<small>社員 ・ 使用人</small>
所属会	司法書士会	登録番号			
簡裁代理権	有・無	認定番号			
事務所	名称				
	住所	〒 -			
	電話		<small>代表/直通</small>	<small>ファクシミリ</small>	<small>代表/直通</small>
費用振込先 金融機関口座	銀行名	銀行	支店名	支店	
	口座種別	普通・当座・貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)			
	口座番号(右ヅメ)				
	口座名義(カカナ)				
最寄駅	線	駅より	徒歩	分	

※本契約の申込みを行う際には、申込み前に、日本司法支援センターの地方事務所又は弁護士会・司法書士会に備え付けの『民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項』にて内容をご確認ください。

**日本司法支援センター
民事法律扶助契約司法書士法人申込書(担当者届出・複数用)**

_____年 ____月 ____日

日本司法支援センター 御中

当法人は、下記の司法書士を、当法人として民事法律扶助業務を行う担当者として以下のとおり指定し、当該担当者の同意を得ましたので、その承認を求めます。

法人名	ふりがな			
	法人名	(印)		
所属会	会	届出番号		

所属会	登録番号	司法書士名		簡裁代理権	認定番号	社員/使用人 ※どちらかに○
		ふりがな		有・無		社 員 ・ 使用人
			(同意印)			
		ふりがな		有・無		社 員 ・ 使用人
			(同意印)			
		ふりがな		有・無		社 員 ・ 使用人
			(同意印)			
		ふりがな		有・無		社 員 ・ 使用人
			(同意印)			
		ふりがな		有・無		社 員 ・ 使用人
			(同意印)			

事 務 所	名称					
	住所	〒 -				
	電話		ファクシミリ			
費用振込先 金融機関口座	銀行名	銀行	支店名	支店		
	口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)				
	口座番号(右ヅメ)					
	口座名義(カカナ)					

最寄駅	線	駅より	徒歩	分
-----	---	-----	----	---

※本契約の申込みを行う際には、申込み前に、日本司法支援センターの地方事務所又は弁護士会・司法書士会に備え付けの『民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項』にて内容をご確認ください。

_____年____月____日

日本司法支援センター 御中

所属会 _____

登録番号 _____

(弁護士/司法書士) _____ 印

契約申込書記載事項等変更届 (個人契約用)

※弁護士法人・司法書士法人の契約申込書記載事項等変更については別の専用用紙をご利用ください。

契約のある業務すべてに○を付してください。 → 民事法律扶助 / 国選弁護・付添 / 被害者参加 / 委託援助

以下のとおり契約申込書記載事項等の変更がありましたので、届け出ます。

(変更のある事項のみ、記入してください。)

所属会			→			
氏名	ふりがな					
	旧氏名					
	ふりがな					
	新氏名					
(全契約共通) 事務所	名称					
	住所	〒 -				
	電話		ファクシミリ			
被害者参加 (国選・付添・) 連絡方法	通常	電話		ファクシミリ		
	休日	電話		ファクシミリ		
	緊急	電話		ファクシミリ		
		携帯		電子メール		
費用振込先金融機関口座	民事法律扶助 ・委託援助	銀行名	銀行	支店名	支店	
		口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)			
		口座番号(右ヅメ)				
		口座名義(カカナ)				
	国選弁護 ・付添	銀行名	銀行	支店名	支店	
		口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)			
		口座番号(右ヅメ)				
		口座名義(カカナ)				
	被害者参加	銀行名	銀行	支店名	支店	
		口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)			
		口座番号(右ヅメ)				
		口座名義(カカナ)				

※被害者参加のみのご契約の場合は、休日連絡先の記載は不要です。

_____年 ____月 ____日

日本司法支援センター 御中

事務所

契約申込書記載事項等変更届(個人契約・複数用)

※弁護士法人・司法書士法人の契約申込書記載事項等変更については別の専用紙をご利用ください。

契約のある業務すべてに○を付してください。 → 民事法律扶助 / 国選弁護・付添 / 被害者参加 / 委託援助

以下のとおり契約申込書記載事項等の変更がありましたので、届け出ます。

※契約申込書記載事項等変更対象者(弁護士/司法書士)

印 (登録番号)	印 (登録番号)
印 (登録番号)	印 (登録番号)
印 (登録番号)	印 (登録番号)
印 (登録番号)	<input type="checkbox"/> 別紙のとおり。

(変更のある事項のみ、記載してください。)

(全契約共通) 事務所	名称							
	住所	〒 -						
	電話			ファクシミリ				
被害者参加※ (国選・付添・連絡方法)	通常	電話			ファクシミリ			
	休日	電話			ファクシミリ			
	緊急	電話			ファクシミリ			
		携帯			電子メール			
費用振込先金融機関口座	民事法律扶助 ・委託援助	銀行名	銀行		支店名	支店		
		口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)					
		口座番号(右ヅメ)						
		口座名義(カカナ)						
	国選弁護 ・付添	銀行名	銀行		支店名	支店		
		口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)					
		口座番号(右ヅメ)						
		口座名義(カカナ)						
	被害者参加	銀行名	銀行		支店名	支店		
		口座種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)					
		口座番号(右ヅメ)						
		口座名義(カカナ)						

※被害者参加のみのご契約の場合は、休日連絡先の記載は不要です。

_____年 ____月 ____日

日本司法支援センター 御中

所属会 _____

法人番号 _____

法人名 _____ 印

契約申込書記載事項等変更届(法人契約用)

契約のある業務に○を付してください(複数選択可)→ 民事法律扶助 / 委託援助

以下のとおり契約申込書記載事項等の変更がありましたので、届け出ます。

※契約申込書記載事項等変更対象者(弁護士/司法書士)

印 (登録番号)	印 (登録番号)
印 (登録番号)	印 (登録番号)
印 (登録番号)	印 (登録番号)
印 (登録番号)	印 (登録番号)
印 (登録番号)	印 (登録番号)

別紙のとおり。

(変更のある事項のみ、記入してください。)

所 属 会		会	→	会
法 人 名	ふりがな			
	旧法人名			
	ふりがな			
	新法人名			
事 務 所	住所	〒 -		
	電話		ファクシミリ	
費用振込先金融機関口座 (扶助・委託共通)	銀行名	銀行	支店名	支店
	口座種別	普通・当座・貯蓄 (該当する口座種別に○を付してください)		
	口座番号 (右ヅメ)			
	口座名義 (カカナ)			

IV 法律相談援助

民事法律扶助による法律相談援助は、資力に乏しい国民等に対する認定司法書士による法律相談です。費用は、「法律相談援助費用等支出基準」に基づき、相談を担当した司法書士に法テラスから支払われます。したがって、サービス利用者に費用負担はありませんので、利用する国民等にとっては無料法律相談と言えます。

無料法律相談を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。本項においては、事例を使いながら、法律相談援助の流れを説明・解説いたします。

事案概要

四谷花子（以下甲とする。）は、20年程前に父親の入院費のために、消費者金融であるA社から50万円の借入をした。その後、1年くらいは支払いを続けていたが、自らも病気にかかり、生活保護を受給するようになった。

4年をかけて病気は完治し、新しい勤務先も決まったが、そこでの給与では返済をするまでの余裕はなかった。支払いが滞った当初はA社も督促をしてきたが、しばらくすると、それもなくなった。

それから15年後、甲の所に「GNM債権回収株式会社」を名乗る業者から、督促状が届いた。内容は、A社からの借入の督促であり、遅延損害金も含め200万円（元金40万円、遅延損害金160万円）の督促であった。この状況を不安に思い、甲は野本司法書士事務所へ相談に行くことにした。

- ① 甲は現在まで、A社から訴訟を受けた形跡はない。甲自身も、裁判所からの郵便物を受け取ったことはない旨話している。
- ② 甲がA社に対して最後に支払いをしてから10年が経過をしている。
- ③ 甲は、社会福祉協議会の契約社員として、介護のヘルパーに従事し手取15万円～17万円程度の月次収入を得ている。
- ④ 甲の個人財産は、預貯金50万円を保有している。
- ⑤ 甲はアパート住まいの単身者で、家賃は5万円である。

相談時の聞き取りの結果「事案概要」のほか以上の①～⑤の事実関係が確認できた。

1. 法律相談援助のサービス提供者

法律相談援助のサービス提供者は、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことのできる認定を受けた司法書士であり、法テラスと基本契約を締結しているセンター相談登録司法書士又は事務所相談登録司法書士です。相談登録司法書士は、司法書士法で定められた代理権の範囲内で法律相談援助を実施することができます。

2. 法律相談援助の実施場所

センター相談登録司法書士は、法テラスの地方事務所又は指定相談場所において、要件に該当する申込者に対して法律相談援助を行います（業務方法書第26条第2項第3項）。

事務所相談登録司法書士は、法律相談援助を「自己の事務所（事案では野本司法書士事務所内）」で行います（業務方法書第18条）。したがって、地方事務所長から承認を受けた出張法律相談の場合を除き、任意の場所（例えば、事務所独自の出張相談等。）で法律相談援助を行うことは出来ません。

3. 法律相談援助の対象

法律相談援助の対象は、民事、家事又は行政に関する案件（業務方法書第14条）ですが、相談登録司法書士は、簡易裁判所の事物管轄の範囲内の事件に限って法律相談援助を実施できます。本事案では、GNM債権回収株式会社の請求は総額で200万円ですが、元金が40万円で残りの160万円は遅延損害金のため、簡易裁判所の事物管轄になるので、法律相談援助の対象になります。

※ 民事訴訟法9条2項

果実、損害賠償、違約金又は費用の請求が訴訟の附帯の目的であるときは、その価額は、訴訟の目的の価額に算入しない。

4. 法律相談援助の要件

法律相談援助の要件は、以下の二つです（業務方法書第15条）。

- ① 申込者が「法律相談援助資力基準」（以下、「資力基準」という。）に定める資力に乏しい国民等であること。
- ② 民事法律扶助の趣旨に適すること。

前述のとおり、代理援助や書類作成援助と異なり「勝訴の見込みがないとはいえないこと」という要件は必要ありません。原則として資力基準の判断には疎明資料の提出は必要ありませんが、慎重に判断する必要がある等、特別な事情がある場合には資料の提出を求められることもあります。

（1）援助要件① 資力基準の要件について

I 収入等について

ア. 家族の人数による毎月の申込者及び配偶者の収入（手取額、賞与を含む。）の基準額

	一般の地域	生活保護一級地
単身者	182,000円以下	200,200円以下
2人家族	251,000円以下	276,100円以下
3人家族	272,000円以下	299,200円以下
4人家族	299,000円以下	328,900円以下
以下1名増加加算額	30,000円	33,000円

*生活保護一級地 東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市などの大都市

本事案では、甲は上記表の「単身者」に該当し、その収入基準額は182,000円以下となります。（相談者が生活保護一級地、東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市など大阪市内に居住している場合は、「生活保護一級地」に該当するので、200,200円が収入基準額となります。）甲の収入は手取15万円～17万円なので、要件に該当します。

イ. 家賃・住宅ローンを負担している場合の加算

	一般の地域	東京都特別区
単身者	41,000円以下	53,000円以下
2人家族	53,000円以下	68,000円以下
3人家族	66,000円以下	85,000円以下
4人家族以上	71,000円以下	92,000円以下

本事案では、甲が家賃50,000円の負担をしているため、単身者の基準額である41,000円を上限に、アの基準額に加算することができます。

ウ. 同居者に生活費を支払っている場合（みなし家賃）

親元に住む子どもが、給料の中から家賃や食費代として一定の金額を支払っている場合、この支払いを家賃の支払いとみなして、基準額に加算しますが、本事案では、甲は単身者であるため、この項目の該当はありません。

エ. 家族の人数の数え方

家族の人数は、原則として（i）申込者、（ii）申込者と同居する配偶者、（iii）申込者と同居し申込者または配偶者が扶養している家族により決められますが、法律相談援助では、家族（配偶者を除く）からの家計への貢献は考慮されません。同居している家族から金銭的な援助を受けている場合でもその金額は含めず、申込者の収入（配偶者がいる場合は、原則配偶者の収入を含む。）で判断します。（運営細則第7条の2）

本事案では、甲は単身者で扶養家族はいないため、家族人数は1人となります。

オ. 申込者の収入等の計算方法

申込者が単身者の場合の「収入」は、手取りの月収額（賞与を含む。）です。毎月の平均手取額の1.2倍と年間の賞与額を合計して1.2で割って算出します。

II 資産について

法律扶助の利用については、ある程度の資産を保有していてもかまいませんが、申込者及び配偶者の資産を合計して、下記の基準額以下でなければなりません。

単身者	180万円以下
2人家族	250万円以下
3人家族	270万円以下
4人家族以上	300万円以下

ただし、法律相談援助では、保有資産を現金・預貯金のみで判断します。不動産や有価証券を保有している場合でもその価値を含めません。

本事案では、甲の預貯金50万円は、「資産」になりますが、単身者の基準額は180万円未満なので、資産の条件を満たしています。

以上から、本事案では、援助要件①資力基準は全て満たしていると確認できます。

(2) 援助要件② 民事法律扶助の趣旨に適すること

前述のとおり、民事法律扶助事業は、その公共性の高さ故に、政府の財政支出により実施されるものですから、援助の申込みが申込者の「正当な」権利の実現に「合理的に」資するものでなければ援助されません。たとえば、単に報復的感情をみたすだけなどには援助決定ができません。

ここまで援助要件について検討してきましたが、本事案においては援助要件を満たしているため、野本司法書士は法律相談援助として申込が可能であると判断しました。

※ なお、事件の持込に関する細かな運用等については、地方事務所によって異なる場合がありますことをご了承ください。

5. 法律相談援助の援助内容

援助内容は、相談登録司法書士による申込者に対しての口頭による法的助言です（業務方

法書第16条)。法律相談担当者が、相手方に電話等をする事は予定しておらず、相手方と接触・交渉をする場合は、示談交渉事件等として代理援助決定を受ける必要があります。

同一の申込者に対する法律相談援助は、同一案件について3回が限度です(業務方法書第16条第2項)。

6. 法律相談援助後の処理

法律相談援助が終了し、その時点では代理援助又は書類作成援助への審査回付を行わない場合には、法律相談票(一般相談用と多重債務問題用があります。)を作成し、法律相談援助申込書を地方事務所にファクシミリ等で提出して、原本は事務所で保管してください。写しを地方事務所に郵送する方法でもかまいません。

法律相談援助の結果、申込者が代理援助又は書類作成援助を希望するときは、一般事件の場合は事件調書を作成し、必要な添付書類を添えて審査に回付します。多重債務事件の場合は、原則として事件調書の作成までは必要ありません。

援助開始決定がなされた場合には、法律相談担当者は、当該案件を受任又は受託するよう努めなければなりません(業務方法書第20条第8号)。

なお、法律相談担当者は、代理援助又は書類作成援助の要件に該当すると思われる申込者と、私選受任・受託契約を締結することは禁じられています(契約条項第16条第1項)。万一、私選受任・受託契約を締結するときは、地方事務所長に対し、理由を示してその承認を求める必要があります。

7. 簡易な法的文書の作成・交付 -簡易援助-

簡易援助とは、法律相談援助の実施にあたり、案件の内容、被援助者の意向その他の事情を考慮し、紛争の迅速かつ適正な解決に資すると認めるときは、簡易な法的文書を作成し、被援助者に交付するものです(業務方法書第17条)。交付される文書は、被援助者本人名義の文書であり、文書の発送は被援助者自身が行います。

法律相談援助は、口頭による法的助言をその内容とするのが原則ですが、例えば消滅時効の援用や契約の解除を本人名の内容証明郵便で通知すれば足りるような場合、被援助者に具体的な書面を作成して交付し、内容証明郵便の発送方法をアドバイスするという援助形態です。

法律相談援助を実施し、その結果、簡易援助が適切と判断した場合は、本人の了解を得て本人名での内容証明郵便等の書面作成を行います。内容や通数は相談担当司法書士が判断しますが、作成した書面は本人に交付し、郵便局での発送方法等も助言します。

簡易援助を実施した法律相談担当者は、被援助者が文書を受領したことを確認するために法律相談票の裏面最下段に本人の署名を求めます。その後、法律相談援助申込書を通常法律相談援助申込みと同じく地方事務所にファックス等をするとともに、作成した文書の写しも提出する必要があります。

簡易援助により法的文書の作成が行われた時の文書作成報酬は、法律相談援助費(5,250円)に加算して、文書作成1通につき4,200円(税込)が支払われます。そのうち

2, 100円は法テラスから支払われますが、残る2, 100円については、原則として被援助者の負担とされ、法律相談担当者は被援助者から直接受領します。受領した場合は、領収書を発行しなければなりません。なお、領収書の但書は、「簡易援助の負担金として」と記載します。

法テラスからは、上記合計額9, 450円から被援助者負担額の2, 100円を差し引いた7, 350円が指定口座に振り込まれることとなります。

なお、被援助者が法律相談時において生活保護受給中であることを証する書面を法律相談票と共に提出した場合には、費用の全額を法テラスが支払いますので、被援助者の負担はありません。

これに対し、簡易援助による対応では足りない案件については、以下のような検討が必要です。

- ① 司法書士の代理人名義による文書作成が適当と判断する場合は、代理援助の示談交渉事件として審査回付を行います。
- ② 司法書士による代理までは必要ないが、簡易ではない裁判所提出書類の作成が適当と判断するときは、書類作成援助として審査回付を行います。

本事案では、野本司法書士は、消滅時効の援用を本人名の内容証明郵便で通知すれば足りると判断し、甲に書面を作成して交付し、内容証明郵便の発送方法をアドバイスしました。

8. 相談登録司法書士の法律相談援助における注意点

認定司法書士は、簡易裁判所で訴訟代理業務をすることが出来ることから、簡易裁判所の審理の対象となる事件について法律相談援助を行うことが出来ます。したがって、地方裁判所や家庭裁判所での審理の対象となる事件については代理権がないために法律相談援助を実施することは出来ません。

自己破産事件や個人民事再生事件は地方裁判所で審理されることから、司法書士は原則として法律相談援助を実施することは出来ません。しかし、一般的に相談の最初から明らかに自己破産あるいは民事再生と判断できる事例は多くはないと思われます。したがって、1社あたりの経済的利益が140万円以内であれば、法律相談援助の対象となり、債務整理の結果、自己破産又は個人民事再生の申し立てを書類作成援助で行ったとしても、結果としてやむを得ないと考えます。

法律相談援助の対象であることは、担当した司法書士が確認し、相談票裏面の所定欄に記入します。この場合に、経済的利益の予想最高額（1社あたり）が140万円以下である事が確認出来れば、法律相談援助を実施することが可能です。

140万円の判断基準については、様々な議論がありますが、訴訟事件であれば訴訟の目的物の価格を基準としますので、比較的明確です。附帯請求額については訴訟の価額に算入されません。任意整理や特定調停については、判断の基準は依頼者の受ける経済的利益です。

したがって、140万円を超える貸金債権についての特定調停等の手続であっても、残債務額の支払い免除、猶予又は分割払い等の経済的利益が140万円を超えない場合には、司

法書士はこれらの手続を代理出来ます。

これらの調停の申し立ては、複数債権者との間でされるものの、通常、債権者ごとの個別の申し立てになるため、1社ごとにそれぞれ経済的利益が140万円を超えない場合には、司法書士による代理が可能となり、法律相談援助も実施出来ます。

なお、算定不能なものや算定が極めて困難な事件については、その価額が140万円を超えるものとみなされるため、司法書士が代理することは出来ず、法律相談援助も実施出来ません。

【参考資料】① 援助申込書・法律相談票

② 書式15「簡易援助をご利用される方へ」

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の
 相談または援助を受けたことがありますか。

 今回が初めて 相談を受けたことがある 援助を受けたことがある

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成24年2月28日		生年月日	大・ <u>昭</u> ・平		43年		8月	25日	性別	男・ <u>女</u>	
お名前	ふりがな	よつや はなこ		満年齢	44歳		配偶者	有・ <u>無</u>	家族人数	1人	家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず)	0人
	四谷 花子											
現住所	〒131-0031 東京都墨田区墨田〇〇〇-〇〇-〇〇 電話番号(自宅/携帯など) 03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇											
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	03(〇〇〇〇)〇〇〇〇		連絡先名(会社名等)							
		携帯など	03(〇〇〇〇)〇〇〇〇		法テラスからの連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先											
	連絡先区分	<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()										
職業	<input type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()											
収入	勤労・事業収入	<u>本人</u>	月収(手取り)	157,241円		年間賞与(手取り)	0円					
		配偶者	月収(手取り)	円		年間賞与(手取り)	円					
公的給付	<input type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	円	年金	本人	1ヶ月	その他給付()				
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	児童手当	1ヶ月	円		配偶者	1ヶ月	円	1ヶ月		円	
現金又は預貯金	本人	50万円	支出	家賃	1ヶ月	5万円	住宅ローン	1ヶ月	やむを得ない支出()			
	配偶者	万円		医療費	1ヶ月	円	教育費	1ヶ月	円	1ヶ月		円
紛争の相手方	お名前	ふりがな <u>じーえぬえむさいけんかいしゅう(株)</u>		住所	とうきょうとしぶやく〇〇-〇〇 <u>しぶやびる〇F</u>		職業					
	資産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 不明		不動産 預貯金 有価証券 その他()	事件内容	求償債権請求事件		備考	(代理人の氏名等) 不明			

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただきます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月 円			
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	円
		配偶者	種類()	時価	円		<input type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円
不動産	<input type="checkbox"/> 有	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()					
	<input type="checkbox"/> 無	非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()					

法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。

 自治体(県・市・区役所・役場) 裁判所 弁護士会・司法書士会 知人・友人 電話帳
 電話ガイド マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) 福祉事務所 法務局 労働相談センター等
 インターネット 法テラスのコールセンター その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)

 いずれかに
 弁護士
 司法書士

印

法律相談票

相談場所		<input type="checkbox"/> テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 ()			相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	
		<input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()						
事件名		求償債権請求事件						
訴 額 紛争の目的の価額		400,000円			司法書士による相談・受任の場合 簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	
本件の相談日時		平成24年2月27日、13時30分 ~ 14時00分				調書作成時間	30分	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 ()		担当者名 (弁護士・司法書士)		司法書士 野本 一郎			
	<input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士		登録番号		〇〇〇〇			
措置区分		①相談のみで終了 2.相談継続 3.審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他						
審査の結果、 援助開始決定と なった場合		1.受任・受託する	適切な 援助手続	1.代理援助	望償還額	円/月	生活保護受給中による猶予希望 有・無	
		2.受任・受託しない		2.書類作成援助				
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)								
20年程前に父親の入院費のために、消費者金融であるA社から50万円の借入をした。								
1年くらいは支払いを続けていたが、自らも病気にかかり、生活保護を受給することになったため、								
支払いをすることができなくなった。								
支払いが滞った当初はA社も督促をしてきたが、しばらくすると、それもなくなった。								
それから15年を経た現在、「GNM債権回収株式会社」を名乗る業者から、A社からの借入の請求をされている。								
遅延損害金も含め200万円(元金40万円、遅延損害金160万円)の一括請求である。								
現在の収入では到底支払うことができない。								
指示及び指導要旨								
申込人が、A社と最後に取引をしてから、10年以上経過している。								
A社との取引は商事債権に該当するため、5年で消滅時効になる。								
現在まで、申込人が訴訟等を受けた形跡もないことから、内容証明郵便にて消滅時効の援用を通知することを助言した。								
また、内容証明郵便の出し方の説明をした。								
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。								
作成文書の種類及び数		作成文書の種類:内容証明郵便による消滅時効援用通知 通数1通						
被援助者による受領確認		上記文書を受領しました。 平成24年2月27日 氏名 四谷 花子						
本人負担の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考	簡易援助の負担金として2,100円の負担				

簡易援助をご利用される方へ

日本司法支援センター

法律相談担当者は、日本司法支援センターの法律相談援助の実施の際、簡易な法的文書の作成が迅速かつ適正な解決に資する事案であるなどの要件を満たすと考えた場合には、法律相談を受けられた方(以下「被援助者」といいます。)に対して簡易な法的文書を作成して交付することがあります。この場合、当センターでは、被援助者に対して、1通につき金2,100円のご負担を求めています。

つきましては、法律相談終了後、直ちに法律相談担当者に対して金2,100円をお支払いいただくようお願いいたします。

なお、生活保護受給者の方でその証明となる書面を所持されている方についてはこの2,100円のご本人負担は免除されていますので、該当される方は法律相談担当者にお知らせください。

V 書類作成援助

司法書士による法律扶助の申立は自己破産申立の書類作成援助の比率が高くなっています。本項においては、利用頻度が高い自己破産申立の書類作成援助をテーマに、相談開始から援助終了までの解説を進めます。

※ なお、本事案では、破産事件の書類作成を受託する前提となっていますが、実際の執行においては、相談当初から明らかに破産、民事再生に方針が決定する場合は少なく、最初は債務整理業務として受任することも多いと思われます。

事 案 概 要

相談者（被援助者）新宿太郎（40歳、以下「甲」という）は、妻・花子（38歳）、太一（14歳）の3人暮らし。昨年、不況のあおりを受け勤務先が倒産。現在は失業保険の給付を受けている。生活費に不足が生じることもあるため、銀行のカードローンで不足分を補うという生活を続けている。また、住宅ローンの支払いのために、消費者金融から借入もしている。

来月で失業保険の受給期間が満了することに加えて、来年には子供の高校入学も控えている。この状況を不安に思い、野本司法書士事務所へ相談に行くことにした。

1. 法律相談の受付

(1) 相談の聞き取りの結果「事案概要」のほか以上の①～④の事実関係が確認できた。

① 借金の状況	住宅ローン	1800万円
	消費者金融	400万円（利限法引直後の債務額）
	銀行カードローン	50万円

② 甲の家計

収入	甲失業保険	15万円
	妻パート	7万円
支出	住宅ローン	10万円
	生活費	10万円
	その他	6万円
	収支	-4万円

③ 甲は現在無職であり、失業保険の給付として15万円の給付を受けている。妻はパートで7万円の収入を得ている。

④ 甲の個人財産は、土地・家屋（評価額金1000万円）のほか預貯金18万円を保有している。

(2) 法律相談については日常業務どおりに受付から相談日の決定、具体的な法律相談と進めていただきます。この段階では、日常業務と何ら異なるところはありません。

この場合には、援助要件を確認した後に、法律相談援助の申込みをすることも可能です。野本司法書士は、破産事件として受任することになりました。本事案は書類作成援助の利用が可能なケースと思われたので、後日に打合せ期日を設定、その折りに甲には、離職票・失業給付関係書類と妻の給与明細書直近3カ月分、世帯全員の住民票（本籍地記載・省略なし）及び居住家屋と敷地の固定資産税評価証明書を持参するように指示しました。

2. 援助要件の確認

前述のとおり、書類作成援助（代理援助も）は、以下の3つの要件のすべてに該当する場合に行います（業務方法書第9条）。

- ① 申込者が、民事法律扶助資力基準（以下、「資力基準」という。）に定める資力に乏しい国民等であること。
- ② 勝訴の見込みがないとは言えないこと。
- ③ 民事法律扶助の趣旨に適すること。

(1) 援助要件① 資力基準の要件について

I 収入等について

ア. 家族の人数による毎月の収入（手取額、賞与を含む。）の基準額

	一般の地域	生活保護一級地
単身者	182,000円以下	200,200円以下
2人家族	251,000円以下	276,100円以下
3人家族	272,000円以下	299,200円以下
4人家族	299,000円以下	328,900円以下
以下1名増加加算額	30,000円	33,000円

*生活保護一級地 東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市などの大都市

本事案では、甲は「3人家族」に該当し、その収入基準額は27万2,000円以下となります。（相談者が生活保護一級地、東京都特別区、大阪市、名古屋市、横浜市など大阪市内に居住している場合は、「生活保護一級地」に該当するので、299,200円が基準額となります。）

イ. 家賃・住宅ローンを負担している場合の加算

	一般の地域	東京都特別区
単身者	41,000円以下	53,000円以下
2人家族	53,000円以下	68,000円以下
3人家族	66,000円以下	85,000円以下
4人家族以上	71,000円以下	92,000円以下

本事案では、甲は住宅ローンの10万円を負担しているため、家計の収入に3人家族の66,000円を加算した33万8,000円が基準額になります。

ウ. 同居者に生活費を支払っている場合（みなし家賃）

本事案では、同居者に生活費の支払いをしていないため、この項目の該当はありません。

エ. 家族の人数の数え方

家族の人数は、原則として（i）申込者、（ii）申込者と同居する配偶者、（iii）申込者と同居し申込者または配偶者が扶養している家族により決められますが、それぞれの家庭によって様々な事情があり、複雑な場合は地方事務所に確認する必要があります。

オ. 申込者の収入等の計算方法

本事案では、甲の失業保険の給付金と、妻の直近3カ月分の給与明細書による3カ月平均の1カ月当たりの手取収入は、併せて22万円です。したがって、収入等の条件は満たしています。

II 資産について

単身者	180万円以下
2人家族	250万円以下
3人家族	270万円以下
4人家族以上	300万円以下

なお、（i）資産が援助にかかる事件の係争物件であるとき、（ii）生活のために必要な

住宅及び農地、(iii) 配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する資産、(iv) 生活に必要な動産、(v) 将来の医療費、教育費及び冠婚葬祭費等のために備蓄した財産のうち相当な額については、資産から除外して判断されます。

本事案では、甲所有の土地・建物は、生活に必要な住宅に該当するため「資産」から除外します。相談者の預貯金18万円は、「資産」としてカウントしています。したがって、3人家族の「資産」基準額は270万円未満なので、資産の条件を満たしています。

以上から、援助要件①の資力基準は全て満たしていると確認できます。

(2) 援助要件② 勝訴の見込みがないとは言えないこと

そもそも援助要件②は、勝訴の見込みがないとは言えないことですが、自己破産事件については、この条件に代えて、免責決定を見込めることが援助要件とされています。ただ、免責不許可事由が明らかな事件は非常に例外的です。負債の全てがギャンブルや詐欺的行為による借入であることはほとんどありません。詳細な事情聴取と事実に基づく書面の作成により免責決定を受けられることが多いと思われます。

また、7年以内の再度の免責申立であっても、特別の事情があるときは、免責決定を受けることができますので、扶助の申込みが絶対にできないと即断しないで下さい。

野本司法書士が調査した結果、本事案では免責不許可に該当する事情はありませんでした。

(3) 援助要件③ 民事法律扶助の趣旨に適すること

この項目は前述の「Ⅱ民事法律扶助の援助要件」を参照してください。

ここまで援助要件について検討してきましたが、本事案においては援助要件を満たしているため、野本司法書士は書類作成援助案件として申込が可能であると判断しました。

※ なお、事件の持込に関する細かな運用等については、地方事務所によって異なる場合がありますので、地方事務所の運用に従ってください。

3. 依頼者への説明

以上により、書類作成援助の援助要件を満たすと考えられる依頼者に対しては、法律扶助制度の説明をした上で、この利用を勧めることとなります。

なお、平成21年12月16日の日司連「債務整理事件の処理に関する指針」では、第10条2項に「依頼者が民事法律扶助制度における資力要件に該当する場合には、民事法律扶助制度を教示して、依頼者がこれを利用するか否かについて選択の機会を与え、その意向を十分に考慮するものとする。」と規定されていることにご注意下さい。

また、平成22年1月から、生活保護受給者については、原則として償還が一律に免除され、実質的な立替金の給付が行われています。それまでは自己負担であった官報公告費用等

の予納金も給付されますので、全く経済的な負担がなくなっています。併せて、先般の平成23年3月31日付民事法律扶助業務運営細則の改正により、準生活保護要件の一部が変更され、生活保護受給者以外の方でも①準生活保護要件（運営細則28条）②資力回復困難要件（運営細則29条）のいずれにも該当する場合には、免除申請が可能となっていますので、注意してください。

4. 依頼者に必要書類を指示

書類作成援助の申込みに必要な書類を集めるように依頼者に指示します。依頼者が準備する書類は、以下のものです。

- ① 世帯全員の住民票（省略なしで、本籍地の記載のあるもの）
外国人の場合は、外国人登録証明書（平成24年7月からは在留カード）等
- ② 申込者及び配偶者の資力を証するもの
（次のうちいずれか一つでよいとされています）
 - ・給与明細書 ・源泉徴収票 ・所得証明書 ・確定申告書写し
 - ・生活保護受給証明書 ・年金証書または通知書（ハガキなどでよい）
 - ・失業保険関係書類 など
- ③ 地方事務所によっては、上記以外の書類の提出が必要とされている場合もありますので、担当者に確認することが必要です。例を挙げれば以下の通りです。
 - ・資産証明書（市役所の資産税課で交付を受けることができる）
 - ・自動車を所有している場合は、車検証の写し
 - ・生命保険に加入している場合は、解約返戻金の資料

本事案で野本司法書士は甲に、離職票・失業給付関係書類と妻の給与明細書直近2～3カ月分、世帯全員の住民票及び居住家屋と敷地の固定資産税評価証明書を持ってくるよう指示しました。

5. 「援助申込書（多重債務問題用）」を記入

援助申込書は、法テラスのホームページに掲載されていますので、ダウンロードし、印刷して使うことができます。

申込書の表面は、原則として依頼者本人に記入してもらいます。しかし、収入や資産に関する事項・家族構成など審査に直接関係する項目は、相談担当司法書士が聞き取った事項を記入の方がスムーズに審査を受けることができる場合も多いと思います。申込書の裏面は、司法書士が記入します。

どの程度の記載が必要かについては、巻末の事例集を参考にしてください。

なお、裏面のうち「経済的利益の予想最高額」欄、「相談料を直接受領していないことの確認」欄並びに「簡裁の事物管轄範囲内である確認」欄のチェックは、書類作成援助事件の場合は記載不要です。

6. 債権者一覧表を作成

法テラス所定のものを使っても結構ですが、普段事務所で破産申立用に作成する債権者一覧表を作成の上、印刷して扶助申込に使っても全く差し支えありません。

7. 地方事務所に送付

法律相談票（多重債務問題用）、債権者一覧表、必要書類一式をまとめて地方事務所に持参もしくは送付します。

なお、審査期日に出頭する必要があるか否かについては、地方事務所ごとに運用が異なっており、書面審査のみで出頭が不要とされている地方事務所と、期日における出頭が必要とされている地方事務所とがありますので、確認が必要です。

8. 援助決定後の手続き

扶助審査を経て援助開始決定となった事件については、地方事務所から以下の書類が交付されます。交付方法は、審査時に交付する他、受任・受託司法書士の事務所に一括して送付する地方事務所と、本人の署名押印が必要な書類は被援助者に送付する地方事務所がありますので、地方事務所にて確認して下さい。

- ①援助開始決定書 2通（申込者、司法書士各自用）
- ②着手・中間・終結等報告書 各1通（事後の報告に使います）
- ③追加費用支出申立書 1通（必要な場合に使います）
- ④契約書 3通
- ⑤重要事項説明書 2通
- ⑥法律扶助償還金自動払込利用申込書 1通
- ⑦民事法律扶助のしおり

④、⑤、⑥の書面に被援助者の署名押印をもらい、被援助者には①、④、⑤、⑦を各1通渡し、地方事務所には④、⑤、⑥を送ります。司法書士は、①、④を手元に保管し、必要に応じて②、③の書面で報告を行います。

なお、制度上は、援助開始決定があり、契約書の作成も終わった時点で書類作成にとりかかることになるわけですが、ケースによってはここまで待たずに、裁判所への破産申立をし

てしまう場合もあります。既に免責決定された破産申立事件について、遑って書類作成援助の申込みをすることはできませんが、書類作成援助の申込み日以降であれば、援助開始決定を待たずに司法書士の判断で破産申立をすることもありえます。

9. 法テラスから司法書士への送金

援助開始決定後、地方事務所に上記④、⑤、⑥の書面が到着してから約一ヵ月位すると、法テラスから司法書士の口座に立替金が送金されて来ます。

立替金のうち「実費」とは、印紙代、郵券、通信費等、一般的に書類作成に伴ってこの程度は最低限必要であろうと想定される金額が、いわば確定額として一括して支払われるものであり、裁判所への予納郵券も「実費」に含まれます。したがって、本人が最初に用意する現金は、裁判所に納付する「破産予納金」だけということになります。

なお、生活保護受給者の場合、「破産予納金」も法律扶助の支出対象となり、官報公告費用の予納金は立替金に加算して振り込まれます。この場合、管財費用の予納金は、20万円を限度に法テラスから直接裁判所に支払われます。

司法書士が、自己破産申立書の書類作成援助立替金として受け取る額は、「実費（17,000円）と「報酬（84,000円×債権者数が21者以上の場合は94,500円）」の合計額となります。被援助者からは、裁判所の予納金だけを預かることができるだけであり、それ以外の金銭その他の利益を受け取ってはなりません（契約条項第24条）。

10. 事件進行に伴う地方事務所への報告

書類作成後（破産申立後）、「書類作成報告書」を地方事務所に提出します。書類作成後すみやかに提出することとされていますが、多少日数が空いてもかまいません。場合によっては、短期間に破産決定まで進むような事件は、中間報告書と一緒に報告している場合があります。着手報告書の添付書類としては、破産申立書の写し（または、裁判所発行の「破産申立受理証明書」）。中間報告書の添付書類としては、破産決定書の写しとなります。

11. 償還免除申請

現在の法律扶助制度は、立替金制度をとっており、被援助者は原則として立替金を分割で償還をしなければなりません。しかし、生活保護を受給していなくても、立替金の償還が困難な所帯は数多くあります。

法テラスでは、償還免除制度を設け、地方事務所長は、終結決定以降で、被援助者が生活保護法の適用を受けるに準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたって資力を回復する見込みに乏しいと認められる時は、理事長の承認を得て、立替金の全部または一部の償還免除を決定することができますとしています。

ここに言う「生活保護法の適用を受けているに準ずる程度に生計が困難なとき」とは、収入等の要件は以下のとおりですが、控除できる医療費等のやむを得ない支出の考慮や、資産

に関する基準については、法律扶助開始決定の資力基準をそのまま適用します。

	一級地以外	一級地	家賃等加算*
単身者	127,400円以下	140,140円以下	41,000円以下
2人家族	175,700円以下	193,270円以下	53,000円以下
3人家族	190,400円以下	209,440円以下	66,000円以下
4人家族	209,300円以下	230,230円以下	71,000円以下
以下家族1名増加 するごとに	21,000円を加算	23,100円を加算	71,000円を上限と する

*東京都特別区については別途定められています。

「将来にわたって資力を回復する見込みに乏しい」とは、今後1～2年で、労働能力が改善される等の理由により、現在よりも収入が増加し、その結果、生計が改善されて償還能力が生じる見込みに乏しい場合を言い、①65才以上の高齢者 ②重度または中度の障害のある者 ③障害のある者を扶養している者 ④疾病により長期の療養を要する者などが具体例ですが、要件については柔軟に考慮してもらえますので、償還が困難であると判断する場合は、できるだけ免除申請を心がけることが必要です。

12. 書類作成援助の終結

事件終結後（免責決定後）、「終結報告書」を地方事務所に提出します。本事案で野本司法書士は、免責決定書の写しを添付書類として、地方事務所へ終結報告書を提出しました。あとは、甲（被援助者）が順調に償還を進めていくことを見守ることになります。

13. 自己破産事件（書類作成援助）に関連して、過払金返還請求（代理援助）をする場合

自己破産の手続きにおいて、取引履歴の開示請求をし、利息制限法に基づいた金利の引き直し計算の結果、過払いの存在が明らかになるケースがあります。この場合は一般的に、自己破産の申立前に過払い金の回収を済ませることが多いと思われます。

運営細則第33条第2項は、自己破産事件及び民事再生手続きに関連して過払金返還請求について代理援助を行うためには、依頼者との協議により、法テラス所定の「追加の代理援助契約」を受けなければならないことを規定しています。また、その際の報酬については、運用細則第33条第3項により、交渉による回収の時は回収額の15%（消費税別）、訴訟による回収の時は20%（消費税別）の報酬金の決定を受けることができます。

以上

- 【参考資料】① 援助申込書（多重債務相談用）・法律相談票
 ② 終結報告書（自己破産申立事件用）
 ③ 送金通知

日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

(多重債務問題用)

No.

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の
相談または援助を受けたことがありますか。今回が初めて 相談を受けたことがある 援助を受けたことがある

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄(太枠内を記入してください)

申込日	平成24年2月28日	生年月日	大・昭・平	45年4月15日	性別	男・女					
お名前	ふりがな しんじゆく たらう	満年齢	40歳	配偶者	有(無)	家族人数	3人	家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず)	2人		
現住所	〒371-0023 群馬県前橋市本町〇-〇-〇 電話番号(自宅/携帯など) 00(0000)0000										
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()	連絡先名(会社名等)							
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	携帯など	090(0000)0000	法テラスからの連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()										
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	0円	年間賞与(手取り)	円	配偶者	月収(手取り)	70,000円	年間賞与(手取り)	円
公的給付	<input checked="" type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	円	本人	1ヶ月	円	その他給付(失業保険の給付)	()		
	<input type="checkbox"/> 無	児童手当	1ヶ月	円	配偶者	1ヶ月	円	1ヶ月	150,000円		
現金又は預貯金	本人	180,000円	支出	家賃	1ヶ月	円	住宅ローン	1ヶ月	100,000円	やむを得ない支出()	
	配偶者	万円	医療費	1ヶ月	円	教育費	1ヶ月	円	1ヶ月	円	
借入状況	借入の時期	〇年〇月〇日頃	過去の借入整理歴(該当する場合に)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 自己破産	<input type="checkbox"/> 債務整理					
	借入の理由(複数回答可)	<input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> 事業資金 <input type="checkbox"/> 教育費 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 傷病・入院 <input type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> 自動車購入 <input type="checkbox"/> 遊興費 <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 保証人・身代わり <input type="checkbox"/> 買い物・レジャー <input checked="" type="checkbox"/> ローン返済 <input type="checkbox"/> その他()									
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	円	
		配偶者	種類()	時価	円		<input checked="" type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円	
	不動産	<input checked="" type="checkbox"/> 有	居住用	土地(62.55㎡)建物(80.32㎡)	その他()	自動車					
		<input type="checkbox"/> 無	非居住用	土地()㎡建物()㎡	その他()	自動車					

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただきます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居
	新宿 花子	妻	38	パート	70,000円	70,000円	同居・別居
	新宿 太一	子	14	中学生	円	円	同居・別居
					円	円	同居・別居
	あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	あなたは家に生活費を入れていますか	1ヶ月	円		

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。
	<input type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input checked="" type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等
	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	野本 一郎
<input type="checkbox"/> 弁護士	
<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士	
	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないこと確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
司法書士による相談・受任の場合(相談担当者記)	経済的利益の予想最高額(1社当たり)		簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成24年2月24日、13時00分～13時30分		調書作成時間	30分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名() <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	野本 一郎	
		登録番号	000000	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 <input checked="" type="radio"/> 3.審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、援助開始決定となった場合	<input checked="" type="radio"/> 1.受任・受託する <input type="radio"/> 2.受任・受託しない	適切な 援助手続	1.代理援助 <input checked="" type="radio"/> 2.書類作成援助	希望償還額 5,000 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有・無
相談概要(審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
1.多重債務の原因と経過				
<p>申込人は、妻と子の3人暮らし。昨年、不況のあおりを受け勤務先が倒産。</p> <p>現在は失業保険の給付を受けている。</p> <p>住宅ローンの支払いのために消費者金融から借入を始めたが、借入金が増加、</p> <p>その後は借り入れ金を返済するために新たな借金が増え、支払い不能の状態に陥る。</p>				
2.返済資金の調達又は法的解決の見通し(免責、任意整理の弁済、過払金回収、又は民事再生認可など)				
・任意整理(任意整理の弁済・過払金の回収・その他) ・民事再生(再生案認可) ・ <u>自己破産(免責)</u> ・債権者数()社 ・その他()				
〔特記事項〕				
親族等に経済的援助を期待できる者もおらず、収入の増加も望めない。債務額から破産申立が相当。				
浪費、ギャンブル等の原因もなく免責の見通しに問題はない。				
3.管財事件の可能性	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	管財の内容	少額管財	通常管財
4.その他(方針についての注意点)				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



(書類作成援助用)
終結報告書

援助番号
—

年 月 日

日本司法支援センター

所属 _____

法テラス _____ 御中

受託者 _____ 印

事件名: _____

係属裁判所	簡裁 家裁 地裁	支部 出張所	被援助者		
事件番号	平成 年 () 第	号	旧姓	改姓した 場合記入	
裁判所提出①	作成書類()		年	月	日提出
裁判所提出②	作成書類()		年	月	日提出
裁判所提出③	作成書類()		年	月	日提出
裁判所提出④	作成書類()		年	月	日提出
裁判所提出⑤	作成書類()		年	月	日提出
その他提出書類					
事件の結果	勝訴、和解成立、調停成立、免責決定、仮差押決定、仮処分決定、強制執行 敗訴、調停不成立、免責不許可、不明、その他()				
添付書類(該当するものに○印) 訴状、準備書面、答弁書、調停申立書、破産申立書、免責申立書、仮差押申立書、仮処分申立書 強制執行命令申立書、支払督促申立書、判決書、和解調書、調停調書、破産決定書、免責決定書 仮差押決定書、仮処分決定書、執行文、その他()の写し					
特記事項 (書類作成に大きな困難を伴った場合又は事件結果が不明の場合は、その理由。)					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
被援助者の新連絡先 ※手続中に被援助者の連絡先の変更があった場合、わかる範囲でご記入ください。 〒 _____					
.....					
電話 () _____					

様

平成 20 年 04 月 23 日

日本司法支援センター本部
民事法律扶助課 電話番号 050-3383-5338
国選弁護士課 電話番号 050-3383-5339

送金通知

この度、貴殿銀行口座に下記金員を送金致しましたので、ご査収下さい。

記

[支払日] 2008/04/21
[送金先] 銀行： 〃 銀行 支店： 支店
口座種別：普通 口座番号：11***37 口座名義：

日付	援助番号/事件番号	氏名/事件名	費目	本体額 負担額	消費税 寄付金額	源泉徴収額 支払額
02/26	2007-50X		書類作成援助実費	16,191 0	809 0	0 17,000
02/26	2007-50X		書類作成援助報酬	80,000 0	4,000 0	0 84,000
03/21			法律相談費用	5,000 0	250 0	0 5,250
03/21			法律相談費用	5,000 0	250 0	500 4,750
03/21			法律相談費用	5,000 0	250 0	0 5,250
				111,191 0	5,559 0	500 116,250

以上

VI 代理援助

代理援助については、援助要件、必要書類、審査の流れ等については、本項末尾に添付した「民事法律扶助手続の流れ」の図のとおり、基本的に書類作成援助と同様です。

司法書士の場合、書類作成者としての関与と代理人としての関与の基本的な違いや特有の留意すべき事項は後述のVIIを参照いただくこととし、本項においては、代理援助を活用した一事例を紹介いたします。

代理援助活用事例～債務整理事件～

事 案 概 要

四谷太郎（以下「甲」とする）34歳。東京在住のアパート住まいで一人暮らし。運送会社で働いて14年になる。12年前から腰痛に悩まされ仕事を休みがちになり、長い時は1ヶ月間動くことができず、生活費が不足してきた甲は、以前から利用していた消費者金融から増額の借入をするようになった。限度額まで借入をして、さらに借入先も増やしていき、借入額は徐々に膨れ、現在では計5社から借入をしている。家賃や光熱費の支払いも困難な状況になってきたことから不安になって、甲は野本司法書士事務所へ相談に行くことにした。

1. 法律相談の受付

(1) 相談の聞き取りの結果「事案概要」のほか以上の①～③の事実関係を確認しました。

① 借金の状況	A社	50万円	(取引期間 約12年間)
	B社	20万円	(取引期間 約9年間)
	C社	20万円	(取引期間 約3年間)
	D社	10万円	(取引期間 約1年間)
	E社	10万円	(取引期間 約6ヵ月)

② 甲の家計

収入	17万円
支出 食費光熱費等生活費	7万円
家賃	6万円
返済金	6万円
収支	-2万円

③ 野本司法書士は、取引履歴を取寄せ、引き直し計算をした結果は以下のとおりである。

A社 60万円の過払い

B社	12万円の過払い
C社	10万円の残債務
D社	10万円の残債務
E社	10万円の残債務

2 扶助の利用に向けて

(1) 相談者には、必要書類を集めるよう指示します。必要書類は事件の内容によって異なります。詳しくは前述のⅢを参照してください。面談後は、事案の概要を相談票に記入し、必要書類が揃い次第、援助申込書、債権者一覧表及び必要書類を地方事務所に持参または送付します。

以後、援助決定を待ってすみやかに事件に着手し、必要に応じて地方事務所に報告書を提出します。

(2) 本事案について

- ① 第1回目の打合せにおいて、法テラスの資力基準を確認した。直近3カ月分の給与明細書による3カ月平均の1カ月当たりの手取収入は17万円であった。住民票の記載から家族の人数は1名であり、相談者は「単身者」に該当し、その収入基準額は20万2000円以下となる。(相談者は、東京都内に居住しているおり「生活保護一級地」に該当するので、この金額が基準額となる。)なお、これに家賃加算の上限である53,000円を加えることも認められる(運営細則第9条)。したがって、収入等の要件は、クリアしている。
- ② 次に、資力基準のもう一つのハードルである「資産」について確認した。単身者の「資産」基準額は、180万円未満だが、甲にはこれを超える資産がないので、資産の要件を、クリアしている。
- ③ 「勝訴の見込み」の基準については、任意整理の場合は、訴訟を提起した場合に勝訴判決が得られる可能性がある場合に限らず、和解や調停、示談等による紛争解決の見込みがある場合も含まれます。したがって、本事案も「勝訴の見込みがないとはいえないこと」に該当しますので、援助決定を受けることのできる事案となります。
- ④ 以上①～③の検討を経て、代理援助案件として申込が可能であることが確認できた。

3 債務整理事件の代理援助における注意点

(1) 紛争の範囲について

代理援助において気をつける点は、簡易裁判所の事物管轄の範囲内の紛争かどうかということです。「債権者一社あたりの経済的利益の予想最高額が140万円を超えてはならない」ということです。正確な金額は債権調査を経ないと判明しないので、あくまでも「予

想最高額」と表現されています。ただし、この場合であっても書類作成援助の利用は可能なので、その点の検討を忘れないようにすることが大切です。

本事案においては、経済的利益は、140万円を超えていません。

また、代理援助案件において相手方から金銭を受領する場合には、被援助者に受領金銭は交付せず、受任者において一時保管するとともに、速やかに、地方事務所長にその事実を書面で報告しなければなりません。（業務方法書第49条）受任者の判断のみで、被援助者に金銭を交付することは許されません。

（２）債務整理と過払金の返還請求との関係

債務整理の過程で、特定の債権者に対して過払いが生じていることが判明したとします。この場合、ある債権者から過払金を取り戻したとしても、他の債権者への残債務があり、交渉途中である以上、いまだ「債務整理」の目的は達成できていないわけです。

しかしながら、法テラスの取扱い上は、ある債権者から過払金を回収した場合には、これを他の債権者への支払いに充てる前に、必ず地方事務所に報告したうえで、地方事務所長の決定を得てから行ってください。

（３）過払金返還請求を訴訟で行った場合の追加費用について ー追加費用支出申立ー

過払金返還請求を訴訟で行った場合は、訴訟費用として予納郵券や貼用印紙費用がかかりますが、地方事務所に疎明資料（訴状写し等）を提出することで、追加支出費用としてこれらの費用立替の申立をすることができます。この申立てがあった場合、地方事務所長は、扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき追加費用の支出について決定をします。

ただし、この費用は立替金であり、最終的には被援助者が負担することになるため、被援助者の同意が必要になります。

（４）過払金がある場合の報酬について

法テラスでは、司法書士から報告を受けた場合、交渉による回収のときは、過払金の15%を基準として報酬決定できるとされています。回収した過払金は、第一に上記報酬に充てられ、残金がある場合には法テラスの立替金の償還に充てられ、さらに残金がある場合に被援助者に交付されます。

また過払金の請求をするにあたり、訴訟によって回収した場合の報酬は20%が基準となります。訴訟手続きにより過払金を回収した旨を地方事務所に報告するとともに、必要になった収入印紙は別途清算できるので終了報告の際に訴状の副本を提出して下さい。

なお、訴訟を提起する必要が生じた場合であっても、別途書類作成援助（本人訴訟の場合）あるいは代理援助としての回付（持込）をすることは認められていません。

（５）地方事務所への報告

債務整理事件においては、当初、任意整理の予定で代理援助を進めていったものの、やむを得ず破産あるいは再生に切り替えなければならなくなったり、あるいは途中で依頼者と連絡が取れなくなり、辞任せざるを得なくなるケースなど、事件処理の途中で方針や状況に変

動が生じる場合があります。このような場合には、すみやかに地方事務所へ報告してください。事情にもよりますが、すでに送金されている立替金の一部を、法テラスに返還する必要が生じる場合もありますので、注意が必要です。

4 代理援助の具体的展開

(1) 援助開始決定

野本司法書士が必要書類を地方事務所へ提出すると、審査に付され、後日援助開始決定書が関係書類とともに送付されてきた。決定書には、着手金147,000円、代理援助実費金25,000円、○月○日より月額金10,000円の割賦償還とすることが記載されていた。また特記事項として、債権者5社、過払い金を回収した場合は、別途報酬（回収額の15%～20%+消費税）を決定する、月々の償還が困難なときは、必ず法テラスへご連絡いただく旨の記載があった。（別表3 代理援助立替基準（6）⑮任意整理事件・特定調停事件）（運営細則第33条第3項）

(2) 債権者との示談交渉と着手報告

- ① A社については、甲と検討した結果、簡易裁判所へ訴訟を提起することになった。訴額60万円、貼用印紙6,000円、郵券は6,000円になった。
- ② B社については、裁判外で和解交渉を行うこととした。
- ③ C社、D社、E社については、A社、B社の過払金の回収後、一括返済の和解を申し込むことにした。

①～③の着手後、野本司法書士は着手・中間報告書に資料を添えて法テラスに提出した。

(3) 中間報酬の決定

①A社

- i A社に対する不当利得返還請求訴訟は、最初の口頭弁論期日で終結し、原告の請求を認容する判決が言い渡された。その後、A社から野本司法書士の預かり金口座に入金がなされた。
- ii 野本司法書士は、入金確認後すぐに、地方事務所長に受領金銭の報告を書面で行った。
- iii 地方事務所長は、野本司法書士の報告に基づき、扶助審査委員の審査に付し、以下の内容で中間報酬の決定をした。

中間報酬金合計金126,000円

特記事項・A社との訴訟による過払金回収額60万円の20%に相当する金額+消費税を報酬とする。

・受任者の預かり金より、報酬金（126,000円）及び償還残金（172,000円）を差し引き、残額を依頼者へ交付していただく。
- iv 野本司法書士は、中間報酬の決定に基づき、残額を甲に交付した。甲は、返還を受けた過払金から、滞納していた家賃、光熱費10万円の支払いをすることができた。その

結果、生活に安定を取り戻すことができた。甲の手元には20万円が残った。

② B社

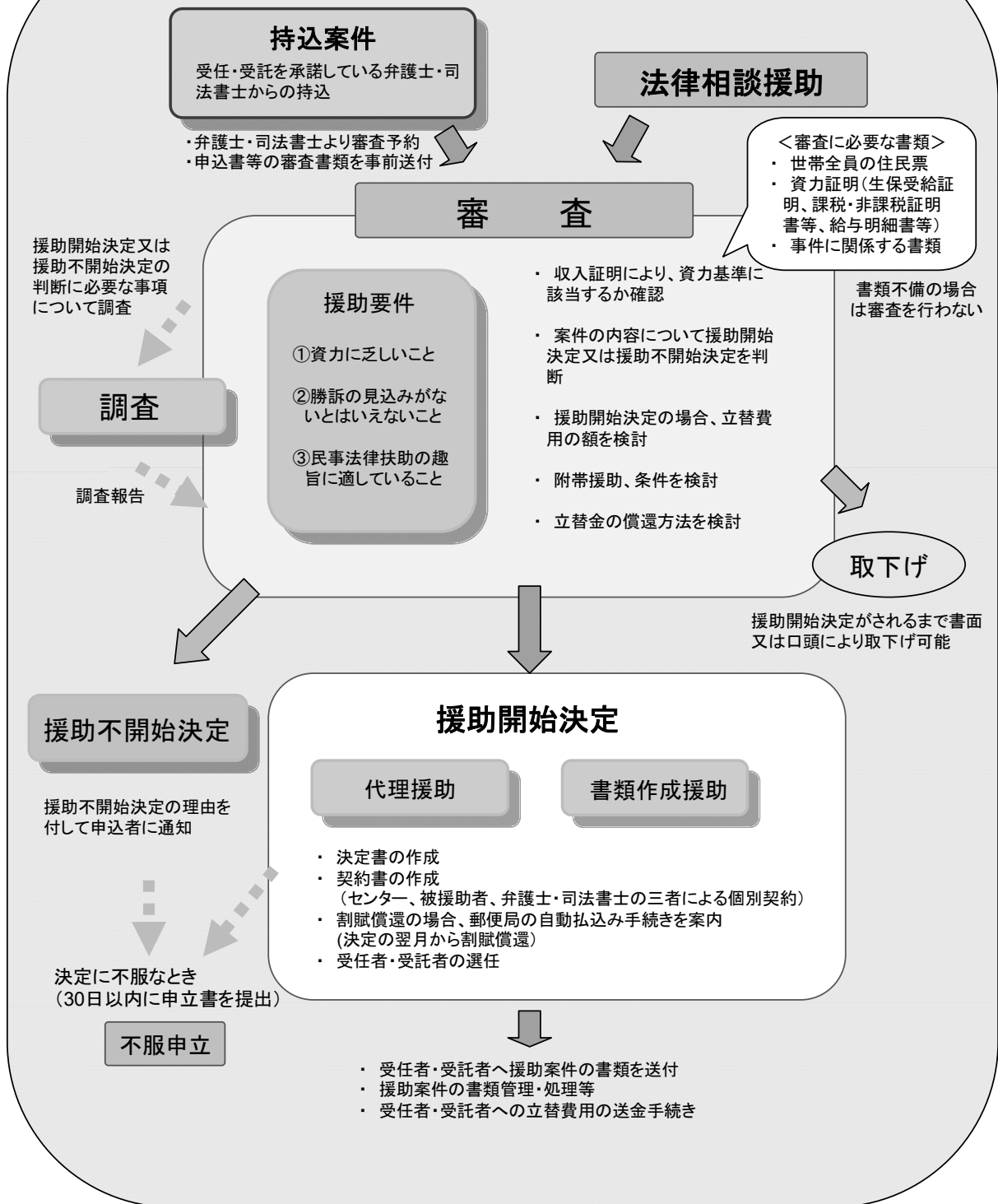
- i B社については、裁判外で、返還額を金10万円、返還日は2ヶ月後とする内容の和解契約を締結した。
- ii 野本司法書士は、B社からの入金確認後すぐに、地方事務所長に受領金銭の報告を書面で行った。
- iii 地方事務所長は、野本司法書士の報告に基づき、扶助審査委員の審査に付し、以下の内容で中間報酬の決定をした。
中間報酬金合計金15,750円
特記事項・B社との交渉による過払金回収額10万円の15%に相当する金額+消費税を報酬とする。
・受任者の預かり金より、報酬金(15,750円)を差し引き、残額を依頼者へ交付していただく。
- iv 野本司法書士は、中間報酬の決定に基づき、残額を甲に交付した。

5 代理援助の終結

- (1) 野本司法書士は、C社、D社、E社については、B社からの入金確認後、甲の手元に残っていた金20万円と併せて、一括返済の和解を締結した。これをもって、野本司法書士の債権者との示談交渉は全て終了した。その後、野本司法書士は、A社に対する訴訟手続きにおいて負担した、実費の精算のため、訴状副本の写しを疎明資料とし、不当利得返還請求訴訟の費用、計12,000円(貼用印紙6,000円、郵券は6,000円)の追加費用支出申立書を作成し、地方事務所に提出した。
- (2) 野本司法書士は、上記結果を終結報告書として地方事務所に提出した。
- (3) その後、法テラスから援助の終結決定があり、特記事項の中で、追加支出金については被援助者より受任者へ直接支払う旨の記載があった。
- (4) 野本司法書士は、甲から追加支出金の支払いを受け、以上で、代理援助事件は終了した。

以上

民事法律扶助の手続(代理援助・書類作成援助への流れ)



Ⅶ 司法書士が法律扶助を担当する場合の注意事項

1 司法書士が担当できる援助方法

平成14年の司法書士法改正前は、司法書士が担当できる法律扶助の援助方法は、書類作成援助に限られていました。しかし、改正後は、日本司法書士会連合会が実施する所定の特別研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士（いわゆる認定司法書士）については、簡易裁判所の事物管轄の範囲内の事件の法律相談を実施し、簡易裁判所における裁判手続き又は裁判外の代理援助を行うことが出来るようになりました。

従って、認定司法書士であれば、法テラスと契約を締結することにより書類作成援助の他、代理権の範囲内で法律相談援助・代理援助の全てを担当することができますが、認定資格を持たない司法書士であっても、受託契約を締結することにより、書類作成援助を担当することは可能です。

2 請求額が140万円の判断基準

司法書士の代理権の範囲である140万円に関する判断基準については様々な議論がありますが、法律扶助については明確です。法テラス所定の多重債務問題用援助申込書には「司法書士による相談・受任の場合（相談担当者記入）」という項目が設けられており、「経済的利益の予想最高額（1社あたり）」と記載されています。つまり、司法書士が法律扶助を担当できる代理権の範囲は「1社あたりの経済的利益」が140万円以内であることが明らかです。

具体的には、訴訟事件であれば、訴訟の目的の価額を基準とします。利息、損害金などの附帯請求は、訴訟の価額に算入されません。特定調停、債務弁済協定調停などについては、依頼者の受ける経済的利益です。この経済的利益は、残債務の額ではなく、残債務の支払免除、猶予又は分割払い等の経済的利益が140万円を超えなければ代理する事ができますので、代理援助を担当する事が可能です。また、調停の申し立ては債権者ごとの個別の申し立てとなり、1社ごとの経済的利益が140万円を超えない限り代理援助を担当する事が可能です。以上の事は任意整理の場合にも当てはまります。

3 140万円を超える法律相談

事務所を訪れた相談者が司法書士の代理権の範囲を意識しているとは考えられません。相談者の話を聞いてみて、請求額が明らかに140万円を超えている場合には、法律相談援助の対象とはなりません。弁護士相談を紹介することも一つの方法ですが、相談者の了解がある場合は、書類作成援助による法律扶助を利用することも可能です。司法書士業務としては書類作成相談となりますが、残念ながら現在の総合法律支援法では、書類作成相談には法律相談援助費は加算されません。

また、相談開始当初は140万円を超えない事件として法律相談を受け始めましたが、途中で明らかに140万円を超えることがわかった場合には、下記の要件を満たす限り、通常の基準に従って法律相談援助の費用支出を請求できます。この場合、法律相談を引き継いだ弁護士の相談は2回目の継続相談となります。

【要件】

- ① 訴額または管轄以外の扶助相談援助の援助要件を充たしていること。
- ② 申込み者の申告内容その他相談申込み時の事情から、司法書士による法律相談が可能（権限内）と合理的に判断されたこと。
- ③ 訴額または管轄が司法書士による法律相談対象でないこと（権限外）が、法律相談開始後に判明したこと。
- ④ 権限外であることが判明した時点で速やかに法律相談を中止し、中止の理由を相談者に説明した上で、しかるべき対応が行われたこと。
- ⑤ 以上1～4が法律相談票に記載されていること

<参考資料> 資料集【資料⑦】平成22年9月28日司支扶第49号

『司法書士による法律相談の過程で係争物の価格が簡易裁判所の事物管轄を超えることが判明した場合における相談料の取扱について（通知）』

4 代理援助と書類作成援助

司法書士の代理援助該当事件であっても紛争価額が少額な場合は、費用対効果の面から代理援助の立て替え額が高額になり、法律扶助の利用がためられる場合も多いと思われます。また、代理援助の申し込みをしても「法律扶助の趣旨にかなわない」として、援助決定が出ないことも考えられます。

法テラスの審査委員会では、①受任予定者が存在し、申込者も立て替え費用の負担について十分に理解し了解している場合や、②請求金額は少額でも申込者にとって重大な利益を期待することができる事件、又は③社会的にも影響のある事件（人権侵犯事件等）などについて代理援助の扶助決定に弾力的な対応を努力されているようですが、立替償還金の負担などを勘案し、利用者の立場に立って書類作成援助を利用する対応も考えて下さい。

また、当初は任意整理事件として代理援助の申し込みを行い、開始決定を受けた後に失業等の理由で破産申立をしなければならなくなった場合、報告書を作成の上再度審査を受けた後に、変更後の実費・着手金が増加した場合は追加支出が行われ、下回る場合は差額を法テラスに返還することになります。

任意整理事件として代理援助の決定があった後に、一部の債権者については経済的利益が140万円を超えていることが判明した場合は、速やかに法テラス地方事務所と十分な協議を行ってください。

5 債務整理事件の代理援助における注意点

（1）紛争の範囲について

代理援助において気をつける点は、簡易裁判所の事物管轄の範囲内の紛争かどうかということです。前述のとおり、140万円の判断基準は「債権者一社あたりの経済的利益の予想最高額が140万円を超えてはならない」ということです。これが140万円を超えていれば、扶助相談の適用はなく、通常相談となります。正確な金額は債権調査を経ないと判明しないので、あくまでも「予想最高額」と表現されています。ただし、この場合であっても書類作成援助の利用は可能なので、その点の検討を忘れないようにしなければ

ばいけません。

（２）債務整理と過払金の返還請求との関係

債務整理の過程において、特定の債権者に対して過払いが生じていることが判明したとします。この場合、ある債権者から過払金を取り戻したとしても、他の債権者への残債務があり、交渉途中である以上、いまだ「債務整理」の目的は達成できていないわけです。しかしながら、法テラスの取扱い上は、ある債権者から過払金を回収した場合には、これを他の債権者への支払いに充てる前に、まずもって地方事務所に報告することとされています。債権者への支払いに充てる場合は、地方事務所に報告してから行ってください。

（３）過払金返還請求を訴訟で行った場合の追加費用について ー追加費用支出申立ー

過払金返還請求を訴訟で行った場合は、訴訟費用として予納郵券や貼用印紙費用がかかりますが、法テラスに対し疎明資料（訴状写し等）を提出することで、追加支出費用としてこれらの費用立替の申立をすることができます。この申立てがあった場合、法テラス地方事務所長は、扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき追加費用の支出について決定をします。

ただし、この費用は立替であり、最終的には被援助者が負担することになるため、被援助者の同意が必要になります。

（４）過払金がある場合の報酬について

地方事務所では、司法書士から報告を受けた後、過払金の１５％を基準として報酬決定できるとされており、回収した過払金は、第一に上記報酬に充てられ、残金がある場合には法テラスの立替金の償還に充てられ、さらに残金がある場合に他の債権者への支払いに充てることとされているので、注意が必要です。

また過払金の請求をするにあたり、訴訟によって回収した場合の報酬は２０％が基準となります。訴訟手続きにより過払金を回収した旨を地方事務所に報告するとともに、必要になった収入印紙は別途清算できるので終了報告の際に訴状の副本を提出して下さい。

なお、訴訟を提起する必要が生じた場合であっても、別途書類作成援助（本人訴訟の場合）あるいは代理援助としての回付（持込）をすることは認められていません。

（５）地方事務所への報告

債務整理事件においては、当初、任意整理の予定で代理援助を進めていったものの、やむを得ず破産あるいは再生に切り替えなければならなくなったり、あるいは途中で依頼者と連絡が取れなくなり、辞任せざるを得なくなるケースなど、仕事の途中で方針や状況に変動が生じる場合があります。このような場合には、すみやかに地方事務所に報告してください。事情にもよりますが、すでに送金されている立替金の一部を、法テラスに返還する必要がある場合もありますので、注意が必要です。

◆ 事例集 ◆

1. 一般法律相談援助申込書／法律相談票 (p. 48～)
2. 多重債務相談援助申込書／法律相談票 (p. 50～)
3. 簡易援助申込書／法律相談票 (p. 52～)
4. 書類作成援助申込書（自己破産）／法律相談票 (p. 54～)
5. 書類作成援助申込書（個人再生）／法律相談票 (p. 56～)
6. 代理援助申込書（任意整理）／法律相談票 (p. 58～)
7. 代理援助申込書（特定調停）／法律相談票 (p. 60～)
8. 書類作成援助申込書（保佐開始申立）／法律相談票 (p. 62～)
9. 書類作成援助申込書（後見開始申立①）／法律相談票 (p. 64～)
10. 書類作成援助申込書（後見開始申立②）／法律相談票 (p. 66～)
11. 書類作成援助申込書（相続放棄申述）／法律相談票 (p. 68～)
12. 書類作成援助申込書（離婚等請求）／法律相談票／離婚調書 (p. 70～)
13. 代理援助申込書（債務不存在確認請求）／法律相談票／事件調書 (p. 74～)



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

No.	
-----	--

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 援助を受けたことがある
--	--

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日	生年月日	大・昭・平	45年 4月 15日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女
お名前	ふりがな	よつや たろう		満年齢	40歳	
	氏名	四谷 太郎		配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
家族人数	家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数 (あなた自身と配偶者含まず) 人					
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359) 4171					
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()	連絡先名(会社名等)		
		携帯など	()	法テラスからの連絡	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	〒160-0000	東京都新宿区〇〇町△ 日司連司法書士事務所	電話番号	03(0000)0000 携帯など 090(0000)0000	
連絡先区分	<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()					
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()					
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	180,000円	年間賞与(手取り)	円
		配偶者	月収(手取り)	円	年間賞与(手取り)	円
公的給付	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	生活保護	1ヶ月	円	本人	1ヶ月
		児童手当	1ヶ月	円	配偶者	1ヶ月
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	60,000円
	配偶者	万円	支出	医療費	1ヶ月	円
				住宅ローン	1ヶ月	円
				教育費	1ヶ月	円
				やむを得ない支出	1ヶ月	()円
紛争の相手方	お名前	ふりがな	しんじゅく じろう		住所	(市区町村名まで記入) 東京都新宿区本塩町
	氏名	新宿 次郎		職業	不動産業	
資産	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不明	不動産	預貯金	有価証券	事件内容	敷金返還請求
		その他()			備考	(代理人の氏名等)

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居		
					円	円	同居・別居		
					円	円	同居・別居		
				円	円	同居・別居			
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	あなたは家に生活費を入れていませんか		1ヶ月 円		
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	本人	解約返戻金	円
		配偶者	種類()	時価	円		配偶者	解約返戻金	円
不動産	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()				
		非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()				

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。						
	<input type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳						
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等						
	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他						

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 弁護士	
<input type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
事件名	敷金返還請求			
訴 額	14万円		司法書士による相談・受任の場合 簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
紛争の目的の価額				
本件の相談日時	平成22年4月1日、13時00分～13時30分		調書作成時間	15分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士		担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎
			登録番号	00000
措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> 相談のみで終了 2.相談継続 3.審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、 援助開始決定と なった場合	1.受任・受託する	適当な 援助手続	1.代理援助	希望償還額 円/月
	2.受任・受託しない		2.書類作成援助	生活保護受給中による猶予希望 有・無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
・ 3年間賃借していたアパートを引っ越したが、敷金を返してくれない。(賃料の2ヵ月分・14万円)				
・ 大家からは畳やふすま、壁の汚れを直すのに35万円かかったとして差額を請求された。				
・ 争うつもりはなく、常識的な額は負担する用意はある。一般的な金額を教えてほしい。				
指示及び指導要旨				
正常な原状回復費はいくらか、とのことだったため、通常損耗のみ負担との一般論について説明した。				
また、交渉の方法として民事調停、少額訴訟等を説明した。				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

(多重債務問題用)

No.

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の
相談または援助を受けたことがありますか。

今回が初めて 相談を受けたことがある 援助を受けたことがある

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年4月1日		生年月日	大・ 昭 ・平		45年4月15日		性別	男 ・女				
お名前	ふりがな	よつや たろう		満年齢	40歳		配偶者	有 ・無		家族人数	4人		
	四谷 太郎								家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数 (あなた自身と配偶者含まず)		3人		
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03 (3359) 4171												
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()		連絡先名(会社名等)								
		携帯など	()		法テラスからの連絡	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	〒		電話番号	()		携帯など	090 (0000) 0000					
		連絡先区分	<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()										
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()												
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	250,000円		年間賞与(手取り)	円						
		配偶者	月収(手取り)	円		年間賞与(手取り)	円						
公的給付	<input type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	円		年金	本人	1ヶ月	円		その他給付()	円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	児童手当	1ヶ月	円			配偶者	1ヶ月	円		1ヶ月	円	
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	50,000円		住宅ローン	1ヶ月	円		やむを得ない支出()	円
	配偶者	万円		医療費	1ヶ月	円		教育費	1ヶ月	円		1ヶ月	円
借入状況	借入の時期	○年 ○月 ○日頃		過去の借入整理歴(該当する場合に <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> 自己破産 <input type="checkbox"/> 債務整理							
	借入の理由(複数回答可)	<input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> 事業資金 <input checked="" type="checkbox"/> 教育費 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 傷病・入院 <input type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> 自動車購入 <input type="checkbox"/> 遊興費 <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 保証人・身代わり <input checked="" type="checkbox"/> 買い物・レジャー <input checked="" type="checkbox"/> ローン返済 <input type="checkbox"/> その他()											
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円		生命保険	<input type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	円		
		配偶者	種類()	時価	円			<input checked="" type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円		
不動産	<input type="checkbox"/> 有	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()		自動車						
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()			1台					

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居
					円	円	同居・別居
					円	円	同居・別居
					円	円	同居・別居
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月 円

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳 <input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 弁護士	
<input type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないこと確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
司法書士による相談・受任の場合(相談担当者記入)	経済的利益の予想最高額 (1社当たり) 80万 円		簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年4月1日、13時00分～13時30分		調書作成時間	15分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名() <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎	
		登録番号	00000	
措置区分	1.相談のみで終了 <input checked="" type="radio"/> 相談継続 3.審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、援助開始決定となった場合	1.受任・受託する 2.受任・受託しない	適切な 援助手続	1.代理援助 2.書類作成援助	希望償還額 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有・無
相談概要(審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
1.多重債務の原因と経過				
<p>消費者金融からの借入が独身時代からあったが、結婚して自由に使えるお金が減り、妻にも秘密にしていたため返済が苦しくなる。子供も生まれ、生活費の余裕もなくなり、少しずつ借入が増えてしまったが、返済を続けても借金が減らずに困っている。</p>				
2.返済資金の調達又は法的解決の見通し(免責、任意整理の弁済、過払金回収、又は民事再生認可など)				
・ <u>任意整理</u> (任意整理の弁済・過払金の回収・その他) ・ 民事再生(再生案認可) ・ 自己破産(免責) ・ 債権者数()社 ・ その他()				
〔特記事項〕				
毎月給料から3万円程度は返済可能。				
取引期間の長い会社も多く、債務を圧縮できる可能性も高く、任意整理または特定調停成立の見通しがある。				
3.管財事件の可能性	有・無	管財の内容	少額管財 通常管財	
4.その他(方針についての注意点)				
古い契約書を保管しているとのことでもあり、書類等を用意して再度相談に来るよう指示。				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

(多重債務問題用)

No.

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の
相談または援助を受けたことがありますか。

今回が初めて 相談を受けたことがある 援助を受けたことがある

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日		生年月日	大・昭・平		45年 4月 15日		性別	男・女		
お名前	ふりがな	よつや たろう		満年齢	40歳		配偶者	有・無		家族人数	4人
	四谷 太郎		40歳		有・無		4人		家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数 (あなた自身と配偶者含まず)		2人
現住所	〒 160-0003 東京都新宿区本塩町3-9 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03 (3359) 4171										
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()		連絡先名(会社名等)						
	携帯など	090(0000)0000		法テラスからの連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡		家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可			
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	電話番号	()		携帯など	()					
連絡先区分		<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()									
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()										
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	300,000円		年間賞与(手取り)	円				
		配偶者	月収(手取り)	50,000円		年間賞与(手取り)	円				
公的給付	<input type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	円		年金	本人	1ヶ月	円		その他給付()
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	児童手当	1ヶ月	円			配偶者	1ヶ月	円		1ヶ月
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	70,000円		住宅ローン	1ヶ月	円	
	配偶者	万円		医療費	1ヶ月	円		教育費	1ヶ月	円	
借入状況	借入の時期	○年 ○月 ○日頃		過去の借入整理歴(該当する場合に <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> 自己破産 <input type="checkbox"/> 債務整理					
	借入の理由(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> 事業資金 <input type="checkbox"/> 教育費 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 傷病・入院 <input type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> 自動車購入 <input type="checkbox"/> 遊興費 <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 保証人・身代わり <input type="checkbox"/> 買い物・レジャー <input type="checkbox"/> ローン返済 <input type="checkbox"/> その他()									
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円		生命保険	<input type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	円
		配偶者	種類()	時価	円			<input checked="" type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円
不動産	<input type="checkbox"/> 有	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()		自動車				
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()			1台			

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居
					円	円	同居・別居
					円	円	同居・別居
					円	円	同居・別居
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月	円

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等
	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 弁護士	
<input type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないこと確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
司法書士による相談・受任の場合(相談担当者記入)	経済的利益の予想最高額 (1社当たり) 80万 円		簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	10分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名() <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎	
		登録番号	000000	
措置区分	<input checked="" type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 審査回付 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会紹介 <input type="checkbox"/> 相談打切(今回限り) <input type="checkbox"/> 他機関紹介[紹介機関] <input type="checkbox"/> 法律相談担当者私選受任 <input type="checkbox"/> その他			
審査の結果、援助開始決定となった場合	<input type="checkbox"/> 1.受任・受託する <input type="checkbox"/> 2.受任・受託しない	適切な 援助手続	<input type="checkbox"/> 1.代理援助 <input type="checkbox"/> 2.書類作成援助	希望償還額 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有 ・ 無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
1.多重債務の原因と経過				
<p>15年程前に、職場の同僚に健康保険証を貸してくれと言われ、渡したところ消費者金融からお金を借りられてしまった。しばらくして同僚は会社を辞め、その直後から返済を請求する電話がかかりはじめ気が付いた。他人の借金を払うのも嫌なので、仕事を辞めて逃げたが、住民票を移したところ再び請求されはじめた。</p>				
2.返済資金の調達又は法的解決の見通し(免責、任意整理の弁済、過払金回収、又は民事再生認可など)				
・ 任意整理(任意整理の弁済・過払金の回収・その他) ・ 民事再生(再生案認可) ・ 自己破産(免責) ・ 債権者数()社 ・ その他()				
〔特記事項〕				
<p>借入れの経緯から、債権の消滅時効が成立している可能性が高いと判断し、時効援用の内容証明郵便を作成して渡した。</p>				
3.管財事件の可能性	有 ・ 無	管財の内容	少額管財	通常管財
4.その他 (方針についての注意点)				
時効援用				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	時効援用の内容証明郵便			1 通
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。平成22年4月1日 氏名 四谷 太郎			
本人負担の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		

日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

(多重債務問題用)

No.

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の
相談または援助を受けたことがありますか。今回が初めて 相談を受けたことがある 援助を受けたことがある

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄(太枠内を記入してください)

申込日	平成22年4月1日		生年月日	大・昭・平		45年4月15日		性別	男・女					
お名前	ふりがな	よつや はなこ		満年齢	40歳		配偶者	有・無		家族人数	3人			
	四谷 花子						無				家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず)		2人	
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町3-9 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359)4171													
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()		連絡先名(会社名等)									
		携帯など	090(0000)0000		法テラスからの連絡	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡		家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	〒		電話番号 ()		携帯など ()								
		連絡先区分		<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()										
職業	<input checked="" type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()													
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	150,000円		年間賞与(手取り)	円							
		配偶者	月収(手取り)	円		年間賞与(手取り)	円							
公的給付	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	生活保護	1ヶ月	円		年金	本人	1ヶ月	円		その他給付()	円		
		児童手当	1ヶ月	円			配偶者	1ヶ月	円		1ヶ月	円		
現金又は預貯金	本人	円	支出	家賃	1ヶ月	30,000円		住宅ローン	1ヶ月	円		やむを得ない支出()	円	
	配偶者	万円		医療費	1ヶ月	円		教育費	1ヶ月	円		1ヶ月	円	
借入状況	借入の時期	○年○月○日頃		過去の借入整理歴(該当する場合に <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> 自己破産 <input type="checkbox"/> 債務整理								
	借入の理由(複数回答可)	<input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> 事業資金 <input type="checkbox"/> 教育費 <input type="checkbox"/> 失業 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 傷病・入院 <input type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> 自動車購入 <input type="checkbox"/> 遊興費 <input type="checkbox"/> ギャンブル <input type="checkbox"/> 保証人・身代わり <input checked="" type="checkbox"/> 買い物・レジャー <input checked="" type="checkbox"/> ローン返済 <input type="checkbox"/> その他()												
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円		生命保険	<input type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	円			
		配偶者	種類()	時価	円			<input checked="" type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円			
不動産	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()		自動車							
		非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()			1台						

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居
	〇〇 〇〇	子	〇	保育園児	円	円	同居・別居
	〇〇 〇〇	子	〇	保育園児	円	円	同居・別居
					円	円	同居・別居
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月 円

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。						
	<input type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input checked="" type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳						
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等						
	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他 P.54						

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 弁護士	日司連 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
司法書士による相談・受任の場合 (相談担当者記入)	経済的利益の予想最高額 (1社当たり)		簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	10分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎	
		登録番号	000000	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 <input checked="" type="radio"/> 3.審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、援助開始決定となった場合	<input checked="" type="radio"/> ①受任・受託する <input type="radio"/> 2.受任・受託しない	適切な 援助手続	1.代理援助 <input checked="" type="radio"/> ②書類作成援助	希望償還額 5,000 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有 ・ 無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
1.多重債務の原因と経過				
夫が生活費をわずかしか渡してくれず、生活費の不足を補うため借り入れがはじまる。				
2年前に離婚しアパート代や引っ越し費用のために借入金が増加、その後は借り入れ金を返済するために				
新たな借金が増え、支払い不能の状態に陥る。				
2.返済資金の調達又は法的解決の見通し(免責、任意整理の弁済、過払金回収、又は民事再生認可など)				
・ 任意整理(任意整理の弁済・過払金の回収・その他) ・ 民事再生(再生案認可) ・ <u>自己破産(免責)</u> ・ 債権者数()社 ・ その他()				
〔特記事項〕				
親族等に経済的援助を期待できる者もおらず、収入の増加も望めない。債務額から破産申立が相当。				
浪費、ギャンブル等の原因もなく免責の見通しに問題はない。				
3.管財事件の可能性	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	管財の内容	少額管財	通常管財
4.その他 (方針についての注意点)				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

(多重債務問題用)

No.	
-----	--

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 援助を受けたことがある
--	--

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日		生年月日	大・昭・平 45年 4月 15日		性別	男・女		
お名前	ふりがな	よつや たろう		満年齢	40歳		配偶者	有・無	
	四谷 太郎				家族人数	5人		家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず)	
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町3-9 司法書士会館3階		電話番号(自宅/携帯など)		03 (3359) 4171				
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()		連絡先名(会社名等)				
		携帯など	090(0000)0000		法テラスからの連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	〒		電話番号	()				
		携帯など		()					
連絡先区分		<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()							
職業		<input checked="" type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()							
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	350,000円		年間賞与(手取り)	円		
		配偶者	月収(手取り)	円		年間賞与(手取り)	円		
公的給付	<input type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	円	年金	本人	1ヶ月	円	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	児童手当	1ヶ月	円	配偶者	1ヶ月	円	その他給付()	
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	円	住宅ローン	1ヶ月	80,000円
	配偶者	万円		医療費	1ヶ月	円	教育費	1ヶ月	30,000円
借入の時期		○年 ○月 ○日頃		過去の借入整理歴(該当する場合に <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> 自己破産 <input type="checkbox"/> 債務整理			
借入の理由		<input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> 事業資金 <input checked="" type="checkbox"/> 教育費 <input checked="" type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 傷病・入院 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> 自動車購入 <input type="checkbox"/> 遊興費 <input type="checkbox"/> ギャンブル							
(複数回答可)		<input type="checkbox"/> 保証人・身代わり <input type="checkbox"/> 買い物・レジャー <input checked="" type="checkbox"/> ローン返済 <input type="checkbox"/> その他()							
有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	円
	配偶者	種類()	時価	円	<input checked="" type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円	
不動産	<input checked="" type="checkbox"/> 有	居住用	土地 (150 m ²)	建物 (80 m ²)	その他 ()		自動車	1台	
	<input type="checkbox"/> 無	非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()				

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居
	〇〇 〇〇	妻	〇	無職	円	円	同居・別居
	〇〇 〇〇	子	〇	中学生	円	円	同居・別居
	〇〇 〇〇	子	〇	中学生	円	円	同居・別居
	〇〇 〇〇	子	〇	小学生	円	円	同居・別居
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか				<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月 円

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。	
	<input type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳	
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等	
<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他		P.56

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 弁護士	日司連 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないこと確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
司法書士による相談・受任の場合(相談担当者記入)	経済的利益の予想最高額 (1社当たり) 円		簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	10分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>) 登録番号	日司連 一郎 000000	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 ③審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、援助開始決定となった場合	<input checked="" type="radio"/> ①受任・受託する <input type="radio"/> ②受任・受託しない	適当な 援助手続	1.代理援助 <input checked="" type="radio"/> ②書類作成援助	希望償還額 5,000 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有 ・ 無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
1.多重債務の原因と経過				
5年程前に勤務していた会社が倒産し、再就職までの1年間に住宅ローンの支払いや生活費に合計300万円程の借入金が発生。その支払いのために住宅ローンの支払いも遅れ、借入金の返済のために現在は消費者金融と信販会社を中心に500万円程の債務となっている。				
2.返済資金の調達又は法的解決の見通し(免責、任意整理の弁済、過払金回収、又は民事再生認可など)				
・ 任意整理(任意整理の弁済・過払金の回収・その他) <u>民事再生(再生案認可)</u> ・ 自己破産(免責) ・ 債権者数()社 ・ その他()				
〔特記事項〕				
現在の収入から考えて、住宅ローンの支払いと毎月3万円程度の支払いは可能。清算価値及び住宅ローンの他に担保権の設定もない点から民事再生認可の見通しがある。				
3.管財事件の可能性	有 ・ 無	管財の内容	少額管財	通常管財
4.その他 (方針についての注意点)				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

(多重債務問題用)

No.

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の
相談または援助を受けたことがありますか。

今回が初めて 相談を受けたことがある 援助を受けたことがある

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄(太枠内を記入してください)

申込日	平成22年4月1日		生年月日	大・昭・平		37年4月15日		性別	男・女					
お名前	ふりがな	よつや はなこ		満年齢	48歳		配偶者	有・無		家族人数	3人			
	四谷 花子								家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず)		2人			
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町3-9 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359)4171													
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()		連絡先名(会社名等)									
		携帯など	090(0000)0000		法テラスからの連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡		家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可					
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	〒		電話番号 ()		携帯など ()								
		連絡先区分	<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()											
職業	<input type="checkbox"/> 給与生活者 <input checked="" type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()													
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	200,000円		年間賞与(手取り)	円							
		配偶者	月収(手取り)	円		年間賞与(手取り)	円							
公的給付	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	生活保護	1ヶ月	円		年金	本人	1ヶ月	円		その他給付()	円		
		児童手当	1ヶ月	円			配偶者	1ヶ月	円		1ヶ月	円		
現金又は預貯金	本人	円	支出	家賃	1ヶ月	40,000円		住宅ローン	1ヶ月	円		やむを得ない支出()	円	
	配偶者	万円		医療費	1ヶ月	円		教育費	1ヶ月	30,000円		1ヶ月	円	
借入の時期	○年 ○月 ○日頃			過去の借入整理歴(該当する場合に)		<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 自己破産 <input type="checkbox"/> 債務整理						
借入の理由(複数回答可)	<input checked="" type="checkbox"/> 生活費 <input type="checkbox"/> 事業資金 <input checked="" type="checkbox"/> 教育費 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 傷病・入院 <input type="checkbox"/> 住宅購入 <input type="checkbox"/> 自動車購入 <input type="checkbox"/> 遊興費 <input type="checkbox"/> ギャンブル <input checked="" type="checkbox"/> 保証人・身代わり <input type="checkbox"/> 買い物・レジャー <input checked="" type="checkbox"/> ローン返済 <input type="checkbox"/> その他()													
有価証券	本人	種類()	時価	円		生命保険	<input checked="" type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	100,000円				
	配偶者	種類()	時価	円			<input type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円				
不動産	<input type="checkbox"/> 有	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()		自動車							
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()			台						

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居
	〇〇 〇〇	子	〇	専門学校生	円	円	同居・別居
	〇〇 〇〇	子	〇	高校生	円	円	同居・別居
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月	円

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。						
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳						
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他						

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
<input checked="" type="checkbox"/> いずれかに <input type="checkbox"/> 弁護士	日司連 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
司法書士による相談・受任の場合(相談担当者記入)	経済的利益の予想最高額 (1社当たり) 50万 円		簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	10分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名() <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>) 登録番号	日司連 一郎 000000	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 ③審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、援助開始決定となった場合	<input checked="" type="radio"/> 受任・受託する <input type="radio"/> 受任・受託しない	適切な 援助手続	<input checked="" type="radio"/> 代理援助 <input type="radio"/> 書類作成援助	希望償還額 5,000 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有 ・ 無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
1.多重債務の原因と経過				
<p>食料品店を経営していた夫が平成4年に死亡し、夫が残した信用金庫からの借入金を返済しながら生活して来たが、生活費の不足を補うため、平成6年頃から消費者金融からの借入が始まり、現在に至る。</p> <p>最近、体調を崩してしまい、収入が減少したことから支払いが困難となる。</p>				
2.返済資金の調達又は法的解決の見通し(免責、任意整理の弁済、過払金回収、又は民事再生認可など)				
<input checked="" type="checkbox"/> 任意整理(任意整理の弁済・過払金の回収・その他) ・ 民事再生(再生案認可) ・ 自己破産(免責) ・ 債権者数()社 ・ その他()				
〔特記事項〕				
<p>収入も少なく、頼れる親族もないが、消費者金融の1社は取引も長く過払い金の発生が考えられる。</p> <p>残る2社については借入額も少なく、相当回数による分割払いにより債務の整理が可能と考える。</p>				
3.管財事件の可能性	有 ・ 無	管財の内容	少額管財 通常管財	
4.その他 (方針についての注意点)				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		

7.代理援助申込み(特定調停)



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

(多重債務問題用)

No. []

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。 今回が初めて 相談を受けたことがある 援助を受けたことがある

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄(太枠内を記入してください)

申込日 平成22年4月1日 生年月日 大・昭・平 45年4月15日 性別 男・女
お名前 四谷 花子 満年齢 40歳 配偶者 有・無 家族人数 1人
家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず) 0人
現住所 〒160-0003 東京都新宿区本塩町3-9 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359)4171
日中連絡先 平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。 電話番号 () 連絡先名(会社名等)
携帯など 090(0000)0000 法テラスからの連絡 可 個人名で連絡 家族へ伝言 可 不可
希望連絡先 現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先 電話番号 () 携帯など ()
連絡先区分 職場 実家 親類 知人 弁護士 司法書士 その他()
職業 給与生活者 商工自営業 農林・漁業 自由業 学生 パート・アルバイト 無職 その他()
収入 勤労・事業収入 本人 月収(手取り) 190,000円 年間賞与(手取り) 円
配偶者 月収(手取り) 円 年間賞与(手取り) 円
公的給付 有 生活保護 1ヶ月 円 年金 本人 1ヶ月 円 その他給付 ()
 無 児童手当 1ヶ月 円 配偶者 1ヶ月 円 1ヶ月 円
現金又は預貯金 本人 円 支出 家賃 1ヶ月 40,000円 住宅ローン 1ヶ月 円 やむを得ない支出 ()
配偶者 万円 医療費 1ヶ月 円 教育費 1ヶ月 円 1ヶ月 円
借入状況 借入の時期 ○年 ○月 ○日頃 過去の借入整理歴(該当する場合に) 自己破産 債務整理
借入の理由(複数回答可) 生活費 事業資金 教育費 失業 離婚 傷病・入院 住宅購入 自動車購入 遊興費 ギャンブル
 保証人・身代わり 買い物・レジャー ローン返済 その他(法律相談票記載のとおり)
資産 有価証券 本人 種類() 時価 円 生命保険 有 本人 解約返戻金 円
配偶者 種類() 時価 円 無 配偶者 解約返戻金 円
不動産 有 居住用 土地 (m²) 建物 (m²) その他 () 自動車
 無 非居住用 土地 (m²) 建物 (m²) その他 () 1台

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

Table with columns: 氏名, 続柄, 年齢, 職業, 平均月収, 家計への繰入額, 同居・別居. Includes a question about food provision from relatives.

紹介機関 法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。
 自治体(県・市・区役所・役場) 裁判所 弁護士会・司法書士会 知人・友人 電話帳
 電話ガイド マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) 福祉事務所 法務局 労働相談センター等
 インターネット 法テラスのコールセンター その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)
 いずれかに 弁護士
 司法書士 印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
司法書士による相談・受任の場合 (相談担当者記入)	経済的利益の予想最高額 (1社当たり) 50万 円		簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	10分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎	
		登録番号	000000	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 ③審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、援助開始決定となった場合	<input checked="" type="radio"/> ①受任・受託する <input type="radio"/> 2.受任・受託しない	適当な 援助手続	<input checked="" type="radio"/> ①代理援助 <input type="radio"/> 2.書類作成援助	希望償還額 5,000 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有 ・ 無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
1.多重債務の原因と経過				
<p>出会い系サイトをきっかけにした架空請求でだまされ、相談相手もいないまま、次々に脅され続け、消費者金融5社から300万円程を借りて支払わされた。返済額も一カ月の給料を越える額となっており、支払いが不可能な状態。</p>				
2.返済資金の調達又は法的解決の見通し(免責、任意整理の弁済、過払金回収、又は民事再生認可など)				
・ 任意整理(任意整理の弁済・過払金の回収・その他) ・ 民事再生(再生案認可) ・ 自己破産(免責) ・ 債権者数()社 <u>その他</u> (特定調停)				
〔特記事項〕				
<p>父親が200万円を援助してくれるので、一部一括で支払い、残額を相当程度の分割で支払うことが可能と考える。</p>				
3.管財事件の可能性	有 ・ 無	管財の内容	少額管財	通常管財
4.その他 (方針についての注意点)				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

No.	
-----	--

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 援助を受けたことがある
--	--

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日	生年月日	大・昭・平	20年 4月 15日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女	
お名前	ふりがな	よつや たろう		満年齢	配偶者	有・無	
	四谷 太郎		65歳	<input checked="" type="checkbox"/>	家族人数	1人	
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359) 4171					家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず)	0人
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()	連絡先名(会社名等)			
		携帯など	()	法テラスからの連絡	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	〒160-00△△ 東京都新宿区〇〇町△ 日司連司法書士事務所		電話番号	03(0000)0000		
		携帯など	090(0000)0000				
職業		<input type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()					
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	円	年間賞与(手取り)	円	
		配偶者	月収(手取り)	円	年間賞与(手取り)	円	
公的給付	<input checked="" type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	20,000円	年金	本人 1ヶ月 円	
	<input type="checkbox"/> 無	児童手当	1ヶ月	円	配偶者 1ヶ月 円	その他給付() 円	
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月 円	住宅ローン	1ヶ月 円
	配偶者	万円	支出	医療費	1ヶ月 円	教育費	1ヶ月 円
紛争の相手方	お名前	ふりがな		住所	(市区町村名まで記入)		
	資産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不明	不動産 預貯金 有価証券 その他()	事件内容	備考	(代理人の氏名等)	

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居
					円	円	同居・別居
					円	円	同居・別居
					円	円	同居・別居
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月 円	
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		配偶者	種類()	時価	円	本人	解約返戻金
不動産	<input type="checkbox"/> 有	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 無	非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()		

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。						
	<input type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳						
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等						
	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他						

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 弁護士	日司連 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事件名	保佐開始申立（代理権付与付）			
訴 額 紛争の目的の価額			司法書士による相談・受任の場合 簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	15分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士		担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎
			登録番号	00000
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 <input checked="" type="radio"/> 3.審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、 援助開始決定と なった場合	<input checked="" type="radio"/> 受任・受託する	適当な 援助手続	1.代理援助	希望償還額 円/月
	<input type="radio"/> 受任・受託しない		<input checked="" type="radio"/> 書類作成援助	生活保護受給中による猶予希望 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
相談概要（審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。）				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者は東京都新宿区にある介護保健施設へ入所しており、職員に伴われて相談に来た。 ・ 申込者の唯一の親族である長女は、多額の借金を抱えており、その長女の要望で申込者を債務者として、年金を担保に250万円を借入れをした。その後、長女は申込者の渡した借入金全額を持ち、行方不明となった。 ・ 申込者はこの債務の返済に年金の全額を充てているため、収入がなくなり生活保護を受けることになった。 ・ 申込者は自己の財産管理に不安を覚えており、保佐開始申立が相当と思われる。 				
指示及び指導要旨				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

No.	
-----	--

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 援助を受けたことがある
--	--

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日	生年月日	大・昭・平	45年 4月 15日	性別	男・女								
申込者	お名前	ふりがな	よつやはなこ		満年齢	40歳	配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	家族人数	2人	家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず)			
	現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359) 4171												
	日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()	連絡先名(会社名等)									
			携帯など	()	法テラスからの連絡	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可						
	希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	電話番号	()	携帯など	090(0000)0000								
			連絡先区分	<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()										
	職業	<input type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()												
	収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	円	年間賞与(手取り)	円							
			配偶者	月収(手取り)	円	年間賞与(手取り)	円							
		公的給付	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	生活保護	1ヶ月	180,000円	年金	本人	1ヶ月	円	その他給付	()		
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	50,000円	住宅ローン	1ヶ月	円	やむを得ない支出	()			
	配偶者	万円	支出	医療費	1ヶ月	円	教育費	1ヶ月	円	1ヶ月	円			
紛争の相手方	お名前	ふりがな	(市区町村名まで記入)								住所		職業	
	資産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不明	不動産	預貯金	有価証券	事件内容				備考	(代理人の氏名等)			

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居			
	〇〇 〇〇	夫	〇〇	無職	円	円	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居			
					円	円	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
	あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月 円			
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	本人	解約返戻金	円
		配偶者	種類()	時価	円			配偶者	解約返戻金	円
	不動産	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()				
		非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()					

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳 <input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()	相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
事件名	後見開始申立			
訴 額 紛争の目的の価額		司法書士による相談・受任の場合 簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間 15分	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎	
		登録番号	00000	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 <input checked="" type="checkbox"/> 審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、 援助開始決定と なった場合	<input checked="" type="radio"/> 受任・受託する	適当な 援助手続	1.代理援助	希望償還額 円/月
	<input type="radio"/> 受任・受託しない		<input checked="" type="radio"/> 書類作成援助	生活保護受給中による猶予希望 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者の夫は多額の負債を抱え、自己破産申立を必要としているが、脳梗塞による後遺症により、意思疎通性欠如、記憶力・記憶力障害、見当識障害があり、今後快復の見込みがない。 ・ 申込者は収入がなくなり生活保護を受けることになった。 ・ 早急に破産申立するため、妻を後見人とする後見開始申立により、後見人からの破産申立を予定している。 				
指示及び指導要旨				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

No.	
-----	--

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 援助を受けたことがある
--	--

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日	生年月日	大・昭・平	45年 4月 15日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女							
申込者	お名前	ふりがな	よつや たろう		満年齢	40歳	配偶者	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	家族人数	2人	家族のうち、あなた自身または配偶者が扶養している人数(あなた自身と配偶者含まず)	1人	
	現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359) 4171											
	日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()	連絡先名(会社名等)								
			携帯など	()	法テラスからの連絡	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					
	希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	電話番号	()	携帯など	090(0000)0000							
			連絡先区分	<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()									
	職業	<input type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()											
	収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	120,000円		年間賞与(手取り)						
			配偶者	月収(手取り)	円		年間賞与(手取り)	円					
	公的給付	<input type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	円	年金	本人	1ヶ月	その他給付(年金)				
<input checked="" type="checkbox"/> 無		児童手当	1ヶ月	円	配偶者		1ヶ月	円	1ヶ月	80,000円			
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	円	住宅ローン	1ヶ月	円	やむを得ない支出()			
	配偶者	万円		医療費	1ヶ月	円	教育費	1ヶ月	円	1ヶ月	円		
紛争の相手方	お名前	ふりがな	(市区町村名まで記入)				住所						
	資産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不明	不動産 預貯金 有価証券 その他()	事件内容				備考	(代理人の氏名等)				

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居			
	四谷 よし子	母	65	無職	80,000円	80,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 同居・別居			
					円	円	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月 12万 円			
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	円
		配偶者	種類()	時価	円		<input checked="" type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円
	不動産	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	居住用	土地 (150㎡) 建物 (80㎡) その他 ()						
		非居住用	土地 (m㎡) 建物 (m㎡) その他 ()							

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳 <input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事件名	後見開始申立			
訴 額 紛争の目的の価額			司法書士による相談・受任の場合 簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	15分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎	
		登録番号	00000	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 <input checked="" type="radio"/> 審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、 援助開始決定と なった場合	<input checked="" type="radio"/> 受任・受託する <input type="radio"/> 受任・受託しない	適当な 援助手続	<input type="radio"/> 1.代理援助 <input checked="" type="radio"/> 2.書類作成援助	希望償還額 5,000 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有・無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込者の母親が相続した自宅前の市道が拡幅されることになり、今月中に説明会が行われる。 ・ 今後、道路拡幅のための測量・売買等の手続が予定されているが、申込者の母親は寝たきりの状態で契約等を締結する判断の能力がない。 ・ 母と同居してその面倒を見ている申込人を後見人候補者として後見開始申立をする。 				
指示及び指導要旨				
<p>簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。</p>				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

No.	
-----	--

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 援助を受けたことがある
--	--

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日	生年月日	大・昭・平	20年 4月 15日	性別	男・女				
お名前	ふりがな	よつやはなこ		満年齢	配偶者	有・無				
	四谷 花子		65歳	<input checked="" type="checkbox"/>	家族人数	1人				
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359) 4171									
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()	連絡先名(会社名等)						
	携帯など	090(0000)0000	法テラスからの連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可				
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	〒		電話番号	()					
	携帯など	()								
職業		<input type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()								
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	80,000円	年間賞与(手取り)	円				
		配偶者	月収(手取り)	円	年間賞与(手取り)	円				
公的給付	<input checked="" type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	円	本人	1ヶ月	76,000円	その他給付()		
	<input type="checkbox"/> 無	児童手当	1ヶ月	円		配偶者	1ヶ月		円	1ヶ月
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	30,000円	住宅ローン	1ヶ月	円	やむを得ない支出()
	配偶者	万円		医療費	1ヶ月	円	教育費	1ヶ月	円	
紛争の相手方	お名前	ふりがな	(市区町村名まで記入)			住所		職業		
	資産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 不明	不動産 預貯金 有価証券 その他()	事件内容		備考	(代理人の氏名等)			

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	あなたは家に生活費を入れていませんか		1ヶ月	円				
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有	本人	解約返戻金	円
		配偶者	種類()	時価	円		<input type="checkbox"/> 無	配偶者	解約返戻金	円
不動産	<input type="checkbox"/> 有	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()					
	<input type="checkbox"/> 無	非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()					

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。						
	<input type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳						
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等						
	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他						

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 弁護士	日司連 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士	
	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事件名	相続放棄申述			
訴 額 紛争の目的の価額			司法書士による相談・受任の場合 簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	15分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士		担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎
			登録番号	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 <input checked="" type="radio"/> 審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、 援助開始決定と なった場合	<input checked="" type="radio"/> 受任・受託する <input type="radio"/> 受任・受託しない	適当な 援助手続	<input type="radio"/> 1.代理援助 <input checked="" type="radio"/> 2.書類作成援助	希望償還額 円/月 生活保護受給中による猶予希望 有・無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
<ul style="list-style-type: none"> 平成22年1月7日、病気で入院中であった夫が死亡した。 夫は生前、あちこちから多額の借金をしていたらしく、夫の死亡後も夫の債権者から申込者の自宅に請求や問い合わせが続いている。 夫名義の負債は判明しているものだけでも6社、約190万円。なお、夫名義の資産はない。 夫の遺産については、明らかに債務超過であることから、相続放棄の申述を行う。 				
指示及び指導要旨				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

No.	
-----	--

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 援助を受けたことがある
--	--

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日	生年月日	大・昭・平	45年 4月 15日	性別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
お名前	ふりがな	よつや はなこ		満年齢	40歳	
	氏名	四谷 花子		配偶者	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	家族人数
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359) 4171					
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()	連絡先名(会社名等)		
	携帯など	090(0000)0000	法テラスからの連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	〒 () 電話番号 () 携帯など ()				
	連絡先区分	<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()				
職業	<input type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()					
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	120,000円	年間賞与(手取り)	円
		配偶者	月収(手取り)	円	年間賞与(手取り)	円
公的給付	<input checked="" type="checkbox"/> 有	生活保護	1ヶ月	円	本人	1ヶ月
	<input type="checkbox"/> 無	児童手当	1ヶ月	5,000円	年金	本人
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	30,000円
	配偶者	万円	支出	医療費	1ヶ月	円
住宅ローン	本人	1ヶ月	円	住宅ローン	1ヶ月	円
	配偶者	1ヶ月	円	教育費	1ヶ月	10,000円
紛争の相手方	お名前	ふりがな	よつや たろう		住所	(市区町村名まで記入)
	氏名	四谷 太郎		住所	不明	
職業	不明					
資産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 不明	不動産	預貯金	有価証券	事件内容	離婚
備考	(代理人の氏名等)					

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居
	〇〇 〇〇	子	〇	小学生	円	円	<input checked="" type="checkbox"/> 同居・別居
					円	円	同居・別居
あなたは同居親族等から食事の提供を受けていますか		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		あなたは家に生活費を入れていますか		1ヶ月 円	
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有
		配偶者	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 無
不動産	<input type="checkbox"/> 有	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 無	非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()		

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。
	<input type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳
	<input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等
	<input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 弁護士	日司連 一郎
<input type="checkbox"/> 司法書士	印

法律相談票

相談場所	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input type="checkbox"/> 指定相談場所 () <input checked="" type="checkbox"/> 相談登録弁護士・司法書士の事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()		相談料を直接受領していないことの確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事件名	離婚等請求			
訴 額			司法書士による相談・受任の場合	<input type="checkbox"/>
紛争の目的の価額			簡裁の事物管轄範囲内である確認 <input checked="" type="checkbox"/>	
本件の相談日時	平成22年 4月 1日、 13時 00分 ~ 13時 30分		調書作成時間	15分
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 法人 法人名 () <input checked="" type="checkbox"/> 契約弁護士・契約司法書士 <input type="checkbox"/> 常勤弁護士	担当者名 (弁護士 <u>司法書士</u>)	日司連 一郎	
		登録番号	00000	
措置区分	1.相談のみで終了 2.相談継続 <input checked="" type="radio"/> 審査回付 4.弁護士会・司法書士会紹介 5.相談打切(今回限り) 6.他機関紹介[紹介機関] 7.法律相談担当者私選受任 8.その他			
審査の結果、 援助開始決定と なった場合	<input checked="" type="radio"/> 受任・受託する	適切な 援助手続	1.代理援助	希望償還額 5,000 円/月
	<input type="radio"/> 受任・受託しない		<input checked="" type="radio"/> 書類作成援助	生活保護受給中による猶予希望 有・無
相談概要 (審査に回付する場合は詳細にご記入ください。または別途、事件調書をご記入ください。)				
・離婚調書のとおり				
指示及び指導要旨				
簡易な法的文書の作成を行った場合は、以下に作成文書の種類・通数を記入し、被援助者に確認の署名を求めてください。なお、内容又は趣旨が同一で、宛先が異なるのみと判断できる文書を複数作成した場合でも、1通の扱いとなります(上限2通まで)。				
作成文書の種類及び数	通			
被援助者による受領確認	上記文書を受領しました。 年 月 日 氏名			
本人負担の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考		

離 婚 調 書

援助番号

受付番号

申込者	四谷 花子	年齢	作成年月日		平成22年 4 月 8 日		
		40歳	作成者	司法書士	日司連 一郎		
相手方	四谷 太郎	42歳	Ⓐ・妻	見合	⓪・恋愛	見合または知り合った日 平成5年 5 月 日	
同居開始日		結婚式年月日		婚姻届出日			
平成6年 8 月 3 日		平成6年 9 月 6 日		平成6年 9 月 7 日			
現在の状況	同居・別居	別居開始日	平成19年5月9日	過去の別居回数	0回		
離婚原因等 (該当番号に○)	離婚原因となる具体的事由						
1. 不貞行為	夫とはアルバイト先で知り合い、交際の末、結婚。結婚後、子どもが生まれ、夫は土木の仕事を始めたが長続きせず、平成〇年〇月から、夫はフィリピンパブで働き始める。この頃から夫が頻繁に暴力を振るうようになった。						
⓪ 2. 悪意の遺棄	平成〇年〇月、夫は仕事で一週間フィリピンに行くと言い残して家を出たが、その後の連絡がとれなくなった。						
3. 3年以上の生死不明	夫の勤務先の社長の話によれば、夫はフィリピンにおり、女性と暮らしているらしく、店のお金を持って逃げているとのことだが、現在に至るもその所在はつかめていない。						
4. 回復の見込みのない強度の精神病							
⓪ 5. その他婚姻を継続しがたい重大な事由 (暴力・暴言・その他)							
子の名前	続柄	年齢	生年月日		現在の状況		
〇〇	長男	8	平成14年11月27日		同居・別居 同居・別居 同居・別居 同居・別居		
親権者		依頼者の主張		相手方の主張		子の意思	
母		母		不明		母	
監護者		母		不明		母	
養育費		50,000 円		不要 円		養育費算定表: 円	
資産・収入	申込者	収入	⓪・無		相手方	収入	有・無
	収入	月額 140,000 円			収入	月額	円
	資産	土地	m ²		資産	土地	m ²
		建物	なし m ²			建物	なし m ²
	その他				その他		
仮差押えの必要性		有・⓪		対象物			

予想される争点		書 証		証 人	
離婚原因たる事実の有無。		陳述書		夫の元勤務先の社長	
財産分与の要求	有 ・ <input type="radio"/> 無	申込者の主張		円	
		相手方の主張		円	
慰謝料の要求	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	申込者の主張		400,000 円	
		相手方の主張		不 明 円	
家事調停申立	有 ・ <input type="radio"/> 無	申立裁判所	事件番号	係属中	終了
		裁判所		終了	年 月 日
夫婦の最後の 共通の住所地	現在の住所地				
相手方との交渉の経過。(調停を含む)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方が行方不明なため、交渉、調停はしていない。 ・ 本人訴訟により、訴状、陳述書、公示送達申立書を作成予定。 					
婚姻費用の支払いの有無		有 ・ <input type="radio"/> 無	婚姻費用分担請求の 調停申立の必要	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
今後の 処理方針	調停	<input checked="" type="radio"/> 訴訟	保護命令申立の必要	直近の暴力の日時	H19年 5 月 8 日
			有 ・ <input type="radio"/> 無	警察に相談	年 月 日
			女性センターに相談	年 月 日	
備考 (勝訴・和解の見込み) 相手が行方不明であることから、公示送達の申立をとるが、欠席裁判になるものと思われる。					



日本司法支援センター
民事法律扶助業務

援助申込書

No.	
-----	--

過去に法テラスまたは(財)法律扶助協会の相談または援助を受けたことがありますか。	<input checked="" type="checkbox"/> 今回が初めて <input type="checkbox"/> 相談を受けたことがある <input type="checkbox"/> 援助を受けたことがある
--	--

ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意をいただいている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、通常、法テラスの選定した協力会社(償還金の払込手続を担当するゆうちょ銀行、償還金管理及び督促手続を行う協力会社等)に預託する場合があります。事件を担当予定の弁護士、司法書士又は法テラスが法律相談を行う場所として指定した相談所等に提供し、共有します。なお、ご提出いただいた援助申込書は返却できませんのでご了承ください。

○法律相談援助用記入欄 (太枠内を記入してください)

申込日	平成22年 4月 1日	生年月日	大・昭・平	20年 4月 15日	性別	<input checked="" type="radio"/> 男・女				
お名前	ふりがな	よつや たろう		満年齢	配偶者	有・無				
	四谷 太郎		65歳	<input checked="" type="radio"/> 無	家族人数	1人				
現住所	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館3階 電話番号(自宅/携帯など) 03(3359) 4171									
日中連絡先	平日昼間に連絡可能な電話番号をご記入ください。	電話番号	()	連絡先名(会社名等)						
		携帯など	090(0000)0000	法テラスからの連絡	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 個人名で連絡	家族へ伝言 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				
希望連絡先	現住所への連絡が差し支えるときの希望連絡先	電話番号 ()		携帯など ()						
		連絡先区分	<input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> その他()							
職業	<input type="checkbox"/> 給与生活者 <input type="checkbox"/> 商工自営業 <input type="checkbox"/> 農林・漁業 <input type="checkbox"/> 自由業 <input type="checkbox"/> 学生 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()									
収入	勤労・事業収入	本人	月収(手取り)	150,000円	年間賞与(手取り)	円				
		配偶者	月収(手取り)	円	年間賞与(手取り)	円				
公的給付	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	生活保護	1ヶ月	円	年金	本人	1ヶ月	50,000円	その他給付()	
		児童手当	1ヶ月	円		配偶者	1ヶ月	円		
現金又は預貯金	本人	万円	支出	家賃	1ヶ月	50,000円	住宅ローン	1ヶ月	円	やむを得ない支出()
		万円		医療費	1ヶ月	5,000円	教育費	1ヶ月	円	1ヶ月
紛争の相手方	お名前	ふりがな	いちがや まもる		住所	(市区町村名まで記入)			職業	会社員
		市ヶ谷 守		新宿区市ヶ谷3-2-1						
資産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 不明	不動産	預貯金	有価証券	事件内容	損害賠償請求事件		備考	(代理人の氏名等)	

○代理援助・書類作成援助申込用追加記入欄(生活保護を受給されている方以外は、太枠内を記入してください)

法律相談の結果、弁護士、司法書士の費用の立替えを希望されるときは、以下にもご記入の上、必要書類を提出し、審査をお受けいただけます。なお、審査の結果によっては、費用の立替えが受けられないことがあります。

ご家族	氏名	続柄	年齢	職業	平均月収	家計への繰入額	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
					円	円	同居・別居			
資産	有価証券	本人	種類()	時価	円	生命保険	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本人	解約返戻金	円
		配偶者	種類()	時価	円			配偶者	解約返戻金	円
	不動産	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()				
		非居住用	土地 (m ²)	建物 (m ²)	その他 ()					

紹介機関	法テラスの民事法律扶助業務をどちらでお知りになりましたか。
	<input type="checkbox"/> 自治体(県・市・区役所・役場) <input type="checkbox"/> 裁判所 <input checked="" type="checkbox"/> 弁護士会・司法書士会 <input type="checkbox"/> 知人・友人 <input type="checkbox"/> 電話帳 <input type="checkbox"/> 電話ガイド <input type="checkbox"/> マスコミ(新聞・テレビ・ラジオ) <input type="checkbox"/> 福祉事務所 <input type="checkbox"/> 法務局 <input type="checkbox"/> 労働相談センター等 <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 法テラスのコールセンター <input type="checkbox"/> その他

※持込事件の場合(受任・受託予定者記入欄)	
いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 弁護士	日司連 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 司法書士	印

事件調書

援助番号

受付番号

申込者	四谷 太郎	作成年月日	平成22年 4月 1日
		作成者	日司連 一郎 弁護士 司法書士
相手方	市ヶ谷 守	以下のポイントにそってご記入ください。 ① 申込者の主張の要旨 ② 予想される争点 ③ 証拠方法の概略 ④ 処理方針(訴訟・調停・その他の区分) ⑤ 訴額 ⑥ 勝訴・和解成立などの見込み ⑦ 相手方の支払能力及び執行の可能性 ⑧ その他参考事項	
管轄裁判所	東京簡易裁判所		

事件概要

①	先月、夜、歩道を歩いていたところ、後ろから無灯火で来た自転車とぶつかった。こちらは足を骨折し、会社も一週間休んだ上、持っていたパソコンも壊れてしまったが、相手方にはけがはなかった。損害賠償請求をしたい。相手は交渉に応じてくれない。
②	損害賠償の額、過失割合
③	実況見分調書、診断書、領収書(治療費、パソコンの修理費)
④	調停をし、その後訴訟も検討する。
⑤	本人は120万円程度の賠償を希望している。
⑥	歩行者対自転車であり、歩道における事故であるから、勝訴の見込みがある。
⑦	相手方は会社勤めであり、会社も把握しているため、執行の可能性はある。

◇ 資 料 集 ◇

- 【資料①】 代理援助立替基準及び書類作成援助・法律相談援助資力基準等
／日本司法支援センター業務方法書別表 1・2・3 (p. 78～)
- 【資料②】 後見開始等審判申立書作成にかかる鑑定費用支出（立替）の流れ等 (p. 86～)
- 【資料③】 生活保護受給者における自己破産事件予納金の予納要領 (p. 88～)
- 【資料④】 生活保護受給者に対する援助事件の一律償還免除処理について (p. 98～)
- 【資料⑤】 準生活保護要件該当者についての免除要領 (p. 100～)
- 【資料⑥】 償還免除及び償還猶予申請書（様式・記載例等） (p. 107～)
- 【資料⑦】 司法書士による法律相談の過程で係争物の価格が簡易裁判所の事物管轄を超えることが判明した場合における相談料の取り扱いについて (p. 109～)

別表 1

代理援助及び書類作成援助資力基準

業務方法書第9条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第1及び第2のいずれをも満たす者をいう。

第1 収入等に関する基準

1 収入等

- 一 申込者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう。以下同じ。）にその配偶者の収入を加算した額が、その家族の人数に応じ、下記の基準額以下であること。

単身者	182,000円
2人家族	251,000円
3人家族	272,000円
4人家族	299,000円

以下、家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算する。

- 二 申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、この基準の第1の1の一に規定する基準額に10%を加算した額をもって基準額とする。
- 三 申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合は、次の額を限度に当該負担に係る額をこの基準の第1の1の一に規定する基準額に加算することができる。

単身者	41,000円
2人家族	53,000円
3人家族	66,000円
4人家族以上	71,000円

2 収入等に関する補足

- 一 申込者と同居している家族（配偶者を除く。）で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる。
- 二 配偶者又はこの基準の第1の2の一に規定する同居の家族が申込者の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は

申込者の収入に加算しない。

三 この基準の第1の1の二に規定する地域以外の地域についても、理事長はこの基準の第1の1の二に規定する措置と同様の措置をとる地域を定めることができる。

四 地域の実情により、理事長は、この基準の第1の1の三に規定する額を上回る限度額を定めることができる。

3 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき申込者の収入にその配偶者の収入を加算した額がこの基準の第1の1及び同第1の2に定めるところにより算定した基準額を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

第2 資産に関する基準

1 資産

申込者又はその配偶者が所有する不動産その他の資産（次の一から三に掲げるものを除く。）が、理事長が別に定める基準以下であること。

一 援助に係る事件の係争物件

二 生活のために必要な住宅及び農地

三 配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する資産

2 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき申込者又はその配偶者の所有する資産が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

第3 その他の例外的事項

申込者の資力が第1又は第2の基準に適合しない場合であっても、申込案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要することがやむを得ない場合であって、申込者に資金調達の方法がなく、援助しなければ訴訟の準

備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合であって、援助をすることが相当と認められるときは、資力の判定においてこの事情を考慮し、第1及び第2の基準に適合するものと認めることができる。

別表 2

法律相談援助資力基準

業務方法書第15条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第1及び第2のいずれをも満たす者をいう。

第1 収入等に関する基準

別表1の第1に同じ。ただし、同2の一は適用しない。

第2 資産に関する基準

- 1 申込者又はその配偶者が有する現金又は預貯金の額が、理事長が別に定める基準以下であること。
- 2 別表1第2の2に同じ。

別表3 1. 代理援助立替基準

案件の内容	訴 額	立替支出額	実費 備 考	立替支出額	着手金 備 考	報 酬	金 備 考
(1) 交通事故、その他損害賠償請求、金融請求事件	50万円未満	25,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	1. 現業に入手した金額が、3,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。
	50万円以上 100万円未満 200万円以上 300万円未満 500万円以上 1,000万円未満	35,000円 " " " "	2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印刷代）を追加して支出する。	94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	7. 別相対し、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額、請求排除額の10%を超えないものとする。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については、金融事件と同じ。 2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相場の格差価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し準備する。	
(2) 所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家 不動産 動産 動産事件	50万円未満	25,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については、金融事件と同じ。
	50万円以上 100万円未満 200万円以上 300万円未満 500万円以上 1,000万円未満	35,000円 " " " "	2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印刷代）を追加して支出する。	94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	7. 別相対し、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額、請求排除額の10%を超えないものとする。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相場の格差価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し準備する。
(3) 離婚・認知等請求 家事 家事 家事 事件	50万円未満	25,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については、金融事件と同じ。
	50万円以上 100万円未満 200万円以上 300万円未満 500万円以上 1,000万円未満	35,000円 " " " "	2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印刷代）を追加して支出する。	94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	7. 別相対し、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額、請求排除額の10%を超えないものとする。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相場の格差価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し準備する。
(4) 遺産分割事件 (調停も同様)	50万円未満	25,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については、金融事件と同じ。
	50万円以上 100万円未満 200万円以上 300万円未満 500万円以上 1,000万円未満	35,000円 " " " "	2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印刷代）を追加して支出する。	94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	7. 別相対し、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額、請求排除額の10%を超えないものとする。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相場の格差価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し準備する。
(5) 仮差押・仮処分 保全 事件	50万円未満	25,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については、金融事件と同じ。
	50万円以上 100万円未満 200万円以上 300万円未満 500万円以上 1,000万円未満	35,000円 " " " "	2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印刷代）を追加して支出する。	94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	7. 別相対し、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額、請求排除額の10%を超えないものとする。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相場の格差価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し準備する。
(6) 強制執行事件	50万円未満	25,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については、金融事件と同じ。
	50万円以上 100万円未満 200万円以上 300万円未満 500万円以上 1,000万円未満	35,000円 " " " "	2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印刷代）を追加して支出する。	94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	7. 別相対し、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額、請求排除額の10%を超えないものとする。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相場の格差価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し準備する。
その他	50万円未満	25,000円	1. 訴訟上の救助の決定を求めるとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで増額することができる。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については、金融事件と同じ。
	50万円以上 100万円未満 200万円以上 300万円未満 500万円以上 1,000万円未満	35,000円 " " " "	2. 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合、申立ての手数料（印刷代）を追加して支出する。	94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	7. 別相対し、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額、請求排除額の10%を超えないものとする。	受け取った利益が、1,000万円までは、その10%（税別）を基準とする。	2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相場の格差価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し準備する。

案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬	金 備 考
		立掛支出額	立掛支出額	立掛支出額	備 考		
④ 家事審判(甲)事件 成年後見人等申立事件 家事審判(甲)事件	10,000円~20,000円	20,000円	31,500円~42,000円	31,500円~42,000円	原則としてなしとする。ただし、事業が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。		
(6) ⑦ 労働審判事件	20,000円	20,000円	63,000円~105,000円	63,000円~105,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで増額することができる。		
⑧ 保護命令事件	20,000円	20,000円	126,000円 126,000円 52,500円	126,000円 126,000円 52,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで増額することができる。 ○口頭弁論又は審尋がある場合 ○口頭弁論又は審尋がない場合		
⑨ 証拠保全事件	20,000円	20,000円	限全後の調査を含むときは、30,000円を限度に加算する。	63,000円~84,000円	63,000円~84,000円	木案事件と一括して決定する。	
⑩ 被告・被控訴事件	20,000円	20,000円	反訴を含む時は	金融事件~行政事件に準ずる。	金融事件~行政事件に準ずる。	被控訴事件で、一審裁助の時は一括して決定する。	
⑪ 渉外事件	35,000円	50,000円	翻訳料は追加して支出する。	金融事件~家事事件に準ずる。	金融事件~家事事件に準ずる。		
⑫ 控訴事件	金融事件~行政事件に準ずる。	金融事件~行政事件に準ずる。		金融事件~行政事件に準ずる。	金融事件~行政事件に準ずる。		
⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの 上記以外のもの	10,000円 20,000円		31,500円~42,000円 63,000円~105,000円	1. 交渉不成立の場合は未訴を関連援助する。費用は金融事件に準じ増額減額する。 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで増額することができる。		
⑭ 支払督促		5,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者の基額額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	21,000円~42,000円	金融事件に準ずる。		
⑮ 任意整理事件・特定調停事件	債権者数 1社~5社 6社~10社 11社~20社 21社以上	25,000円 25,000円 30,000円 35,000円		105,000円 147,000円 168,000円 189,000円	1. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基額額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては283,500円まで増額することができる。		
⑯ 自己破産事件	債権者数 1社~10社 11社~20社 21社以上	23,000円 23,000円 23,000円	1. 手続金は破産助成者直接負担とする。ただし、破産助成者が生活保護法による保護を受けている場合は、裁判所の決定に基づく手続金を追加して支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、基額額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	126,000円 147,000円 178,500円	1. 債権事件は210,000円まで増額することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基額額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては268,000円まで増額することができる。		
⑰ 民事再生手続	債権者数 1社~10社 11社~20社 21社以上	35,000円 35,000円 35,000円	1. 手続金は破産助成者直接負担とする。2. 夫婦双方援助のときは、基額額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	157,500円 178,500円 210,000円	1. 個人再生委員が付かない事件又は詳細申立がある事件は31,500円を限度に左欄記載の金額に加算することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基額額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては315,000円まで増額することができる。		1. 相手方等から現実に金銭を入手したときは、金融事件に準ずる。 2. 当面取立ができない事件の報酬金は21,000円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は21,000円とする。
⑱ 損害賠償命令事件		10,000円~25,000円	国選被害者参加弁護士又は国選弁護士が受任者となる場合は、報酬は73,500円とする。	52,500円~94,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては196,500円まで増額することができる。		1. 事件の性質上特に処理が困難なものについては196,500円まで増額することができる。 2. 国選弁護士が受任者となる場合は、報酬は73,500円とする。

(注)

1. 被援助者が事件中に同じ相手方等から金銭その他の財産的利益を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする(業務方法書第57条第2項)。
被援助者は、事件により相手方等から金銭等を得ているときは、当該金銭等から支払うべき報酬金の額を支払うべき報酬金の額を差し引いた残額について、立替金の償還に充てなければならないものとする(業務方法書第60条第1項)。
地方事務局長は、前項の規定にかかわらず、当該被援助者に即時に立替金の全額の償還を求め、当該被援助者が相手が等から得た金銭等の額の10.0分の2.5を下回ることはできない(業務方法書第60条第2項)。
2. 立替基礎にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を適用する。
3. 既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に關連する案件で、両件間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を立替支出額備置記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる。
4. 事件の性質、被援助者の事件等に鑑み、相当と認める場合は、立替支出額各欄記載の金額を減額して決定することができる。
5. 追加支出限度額(限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。)

(1) 鑑定料	50万円	(6) 官報公告費を除く自己取立事件予給金	20万円
(2) ただし、医療訴訟事件は80万円)		(7) 記録謄写料	20万円
(3) 登録免許税	35万円	(8) 通訳料	10万円
(4) 申立ての手数料(印刷代)	35万円	(9) その他実費	30万円
(5) 執行予給金	50万円		
(ただし、民事執行(不動産)事件は100万円)			
6. 被援助者が多数にわたる場合の着手金
同一の訴訟、調停等の手続等において、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり20,500円まで加算することができる。
7. 以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

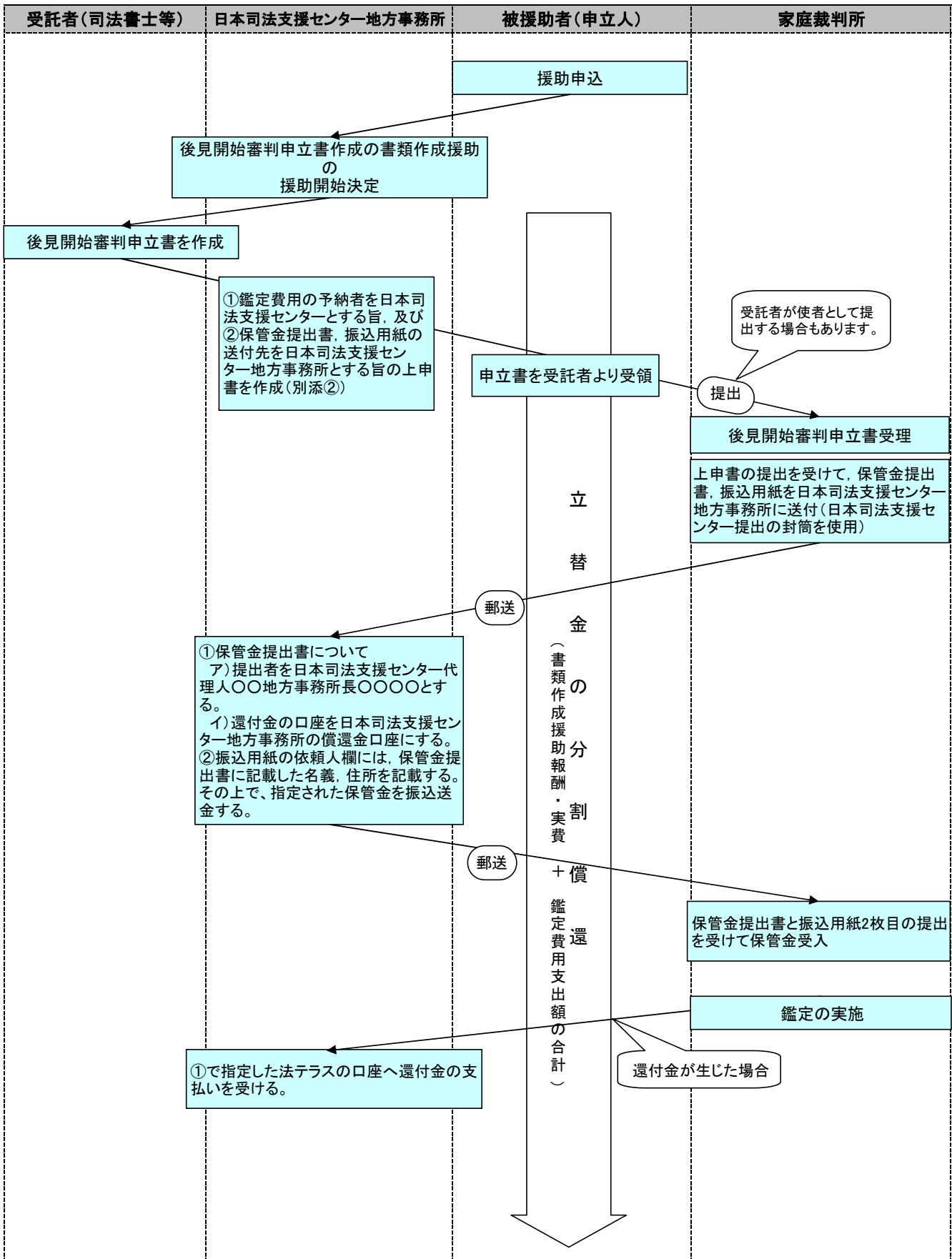
2. 書類作成援助立替基準

手 続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
(1) 通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告 15,000円 被告 8,000円 追加実費 書類作成1回につき 5,000円を追加して 支出する。	1. 追加支出限度額を20,000円とする。 2. 訴訟上の救助の決定を求めるものとする。 訴訟上の救助の決定が受けられなかった場合は、350,000円を限度として申立ての手数料(印紙代)を、追加して支出する。	初回報酬 26,250円 追加報酬 書類作成1回につき 21,000円～26,250円	追加報酬限度額を105,000円とする。
(2) 督促手続	支払督促申立書(仮執行宣言を含む)	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加して支出する。	支払督促申立書の作成 21,000円 仮執行宣言申立書の作成 15,750円を追加して支出する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
(3) 民事保全手続	仮差押・仮処分申立書(供託を含む)	15,000円	保証金、登録免許税は被援助者直接負担とする。	42,000円～47,250円	
(4) 民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	57,750円～63,000円	
	動産執行申立書	5,000円		21,000円～26,250円	
	債権執行申立書	10,000円		26,250円～36,750円	
(5) 調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき 5,000円を追加して 支出する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬 26,250円 追加報酬 書類作成1回につき 21,000円	追加報酬限度額を42,000円とする。
(6) 成年後見人等申立て	申立書	15,000円	家事審判規則第24条による鑑定費用は、500,000円を限度として、別途被援助者のため追加して支出する。	42,000円～63,000円	
(7) 破産事件手続	自己破産申立書(免責申立書を含む)	17,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。ただし、被援助者が生活保護法による保護を受けている場合は、官報公告費のほか、200,000円を限度として、裁判所の決定に基づく予納金を別途被援助者のため追加して支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで 84,000円 21社以上 94,500円と することができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
(8) 民事再生手続	再生手続開始申立書(再生手続に係る一切の書類作成を含む)	20,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
(9) 少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加して支出する。 訴訟の目的の価額は100,000円以上を対象とする。	21,000円	

- (注) 1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。ただし、追加支出限度額を超えないものとする。
2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。
3. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
4. 追加支出限度額を超える実費については、原則として被援助者直接負担とする。
5. 立替基準実費欄に記載の無いその他の実費については、被援助者直接負担とする。
6. 以上の金額は、すべて税込表示である。

鑑定費用支出(立替)の流れ

日本司法支援センター
民事法律扶助課



平成**年**月**日

受託者各位

日本司法支援センター

後見開始等審判申立書作成にかかる鑑定費用の予納について

平成20年度より、後見開始等審判申立書の作成につき書類作成援助を行った場合に、本人の精神の状況について裁判所が行う鑑定費用を、当センターが立て替えることが可能になりました。この鑑定費用は、被援助者に代わり当センターが直接裁判所に対して予納しますが、受託者の先生方におかれましては、下記の点をお含み置きの上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明の点があれば、担当の地方事務所までお問い合わせください。

記

- 1 鑑定費用の立替について、あらためて追加支出申立をしていただく必要はありません。援助開始決定書の特記事項として「本人の精神の状況の鑑定費用は裁判所決定額を支出する。」と記載されていることをご確認ください。万一、そのような記載がない場合は、追加支出申立が必要になりますので、お手数ですが地方事務所にお問い合わせください。
- 2 援助開始決定書をお届けする際に、同時に以下の書類も同封してお渡しますので、ご確認の上、これらの書類も後見開始等審判申立書とともに裁判所に提出されるようにご手配をお願いします。なお、封筒に返信用切手を貼付する必要はありません。
 - ①上申書（法テラスより裁判所宛）
 - ②資格証明書（地方事務所長の資格を理事長が証明するもの）
 - ③地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（写し）
 - ④返信用封筒（法テラス地方事務所の住所と、裏面に援助番号を記載したもの）
- 3 申立書が裁判所に提出されたら、事件番号を地方事務所までお知らせください。鑑定費用の納付手続上、事件番号のみで事件を特定しますので、必ず事件番号をお知らせくださいますようお願いいたします。
- 4 裁判所において鑑定が必要と判断したら、鑑定費用の予納に必要な書類が裁判所から当センター地方事務所に送付され、その後は地方事務所にて予納手続を行います。また、還付金が発生する場合も、裁判所から地方事務所の口座に送金されます。
- 5 なお、鑑定費用についても、書類作成援助実費や報酬と同様、償還の対象となります。

以上

(別紙)

生活保護受給者における自己破産事件予納金の予納要領

1 同時廃止事件の官報公告費用について

生活保護受給者の自己破産事件の官報公告費用については、あらかじめ、援助開始決定時に立て替えます。官報公告費用については、地方裁判所ごとに異なりますので、個別に地方裁判所へお尋ねください（東京地方裁判所の例によると10,290円です）。

※ 同時廃止事件においては、第三者予納手続の必要はありませんので、以降の手続は不要です。

2 破産管財人が選任される可能性がある自己破産事件について

自己破産事件における予納金の立替上限金額は20万円ですが、別途、裁判所へ官報広告費用を支払う必要がある場合は、予納金の立替え上限額を超えることになります。その際は、あらかじめ本部協議を行ったうえで立て替えてください。

3 破産管財人費用について

生活保護受給者の自己破産事件において、破産管財人が選任された場合の管財人費用については、受任者等又は被援助者に交付して同人から地方裁判所等に納付するのではなく、当センターが直接、地方裁判所等に予納します。

その場合の具体的な事務処理は以下に記載のとおりです（手続の流れは、別添①の「予納金支出（立替）」の流れ図を参照ください）。

4 破産管財人が選任される可能性がある自己破産事件の送付書類

その後、援助開始決定書を受任者等に送付する際、以下の書類も同時に送付してください。

- (1) 上申書（別添②、あらかじめ地方事務所長印を押印してください。）
- (2) 地方事務所長の資格証明書1通（本部へ申請して取得してください。）
- (3) 地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程の写し（別添③）
- (4) 地方事務所の宛名及び援助番号を記載した封筒1通（別添④ 書類作成援助のみ）
- (5) 追加費用支出申立書（別添⑤－1 常勤弁護士の場合は追加費用相当額支出申立書 別添⑤－2）

(6) 受託者に対する説明書（別添⑥）

なお、(2) 地方事務所長の資格証明書については、原本を提出することが原則ですが、その取得には幾分の時間を要し、手続が遅延する場合もあることから、毎年度当初及び地方事務所長が交替した際に資格証明書の原本を提出し、申立ての際には提出済みの資格証明書の写しを提出することで足りるとする運用も考えられます。ただし、このような運用をするには、地方裁判所の了解を得る必要がありますから、各地方事務所において希望するときは、対応する地方裁判所へ申し入れて、その了解を得なければならないことに留意してください。

5 受任者等への依頼事項

受任者等には、申立書を地方裁判所に提出する際、前記説明書の通り、上申書その他の書類も一緒に提出すること、及び受理されたらその事件番号を地方事務所へ連絡することをお願いしておきます。

6 地方裁判所からの通知

申立てを受理した地方裁判所において、破産管財人の選任が必要と判断したときは、代理援助事件については受任者にあてて、書類作成援助事件については当センター地方事務所にあてて、保管金提出書（別添⑦-1）と振込依頼書（別添⑧-1、3枚綴りのもの）が郵送されてきます。保管金提出書と振込依頼書には、地方裁判所により事件番号と予納すべき金額が既に記載されています。

なお、地方裁判所によっては、保管金提出書によらず、破産管財人口座への直接入金等を指示される場合があります。その際は、地方事務所からの送金依頼により、本部から直接、破産管財人の口座へ送金することになりますので、銀行口座届出書（別添⑨）を、地方事務所にて作成のうえ、本部民事法律扶助課あてFAXにて送付してください。

7 追加費用支出申立て

(1) 代理援助の場合

地方裁判所からの通知に基づき、受任者から追加費用支出申立書（別添⑤-1 常勤弁護士の場合は追加費用相当額支出申立書 別添⑤-2）の提出を受け、審査のうえで立替えを決定します。その際、前記6により受任者へ郵送された、保管金提出書（別添⑦-1）と振込依頼書（別添⑧-1、3枚綴りのもの）の提出を受けてください。追加支出申立書には、裁判所の事件番号を記載してもらうようにしてください。

(2) 書類作成援助の場合

地方裁判所からの通知に基づき、受託者へ追加費用支出申立書（別添⑤－1 常勤弁護士の場合は追加費用相当額支出申立書 別添⑤－2）の作成を依頼し、提出後、審査のうえで立替えを決定します。

8 送金依頼及び予納手続

(1) 裁判所から提出された保管金提出書及び振込依頼書による場合

ア 送金依頼手続

当該被援助者につき、民事システムに、受任者等を当該地方事務所とする関連事件を入力します（司法書士マスタの中に、地方事務所も受託予定者として登録してあります。なお、送金先口座は、地方事務所の口座となっています。）そして、本部民事法律扶助課に対し、保管金提出書に記載されている金額を送金依頼をします。送金した予納金は、民事システム上は関連事件についての立替金となり、償還の対象となります。

イ 振込みによる予納手続

本部から送金がなされたら、前記4により地方裁判所から郵送された振込依頼書を使用して、銀行の窓口で地方裁判所指定の銀行口座への振込を行ってください。

振込依頼書の依頼人欄への記入方法は、別添⑧－2のとおりです。正確にこのとおり記載しなければ、適的な予納と認められない場合がありますので、注意してください。また、振込は、地方裁判所から郵送された振込依頼書を用いて行わなければならない、一般の振込依頼書による振込や、インターネットバンキングによる振込は認められません。

振込がなされると、銀行窓口で、振込依頼書のうち第2片と第3片に取扱店領収印が押捺されて返還されます。

(2) 地方裁判所又は破産管財人指定口座への送金による予納の場合

前記(1)アと同様に、当該被援助者につき、民事システムに、受任者等を当該地方裁判所又は破産管財人とする関連事件を入力します。銀行口座届出書により、あらかじめ弁護士マスタの中に、当該地方裁判所又は破産管財人を受託予定者として登録してあります。そして、予納を指示された金額を、代理援助実費又は書類作成援助実費として入力した上で、本部民事法律扶助課に対し送金依頼をします。送金した予納金は、民事システム上は関連事件についての立替金となり、償還の対象となります。

送金後、送金先の地方裁判所又は破産管財人に確認のうえ、保管金提出書を受

領してください。

9 保管金提出書の送付

振込手続が終了したら、保管金提出書に所要事項を記入した上で、振込依頼書の第2片（銀行取扱店領収印の捺されたもの。地方事務所からの送金手続の場合に限ります。）とともに、地方裁判所会計（出納）課にあてて郵送します。保管金提出書への記入方法は、別添⑦-2のとおりです。還付金が生じた場合の振込先口座は、地方事務所の償還金用口座を指定します。

郵送する際には、地方裁判所から保管金受領証の送付を受けるため、別添④の返信用封筒を同封します。

10 還付金の送金

破産管財人が選任されると、通常は予納費用の全額が使われるため、それ以後の手続はなく、地方裁判所からも特段の連絡はありません。

何らかの事情で破産管財人が選任されなかったり、当初の予納費用より実際の破産管財人費用が少額であったりした場合には、使われなかった予納費用が、上申書に記載された当センターの口座に還付されます。還付は、保管金提出書に記載した地方事務所の口座に送金してなされます。その際には、地方裁判所会計（出納）課より、事件番号と還付金額が通知されますので、これにより被援助者を特定し、通帳で入金を確認してください。

別添①-1 予納金支出（立替）の流れ図（代理援助版）

別添①-2 同上（書類作成援助版）

別添②-1 上申書（代理援助版）

別添②-2 同上（書類作成援助版）

別添③ 地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（改定案）

別添④ 封筒（地方事務所の宛名と援助番号を記載したもの）

別添⑤-1 追加費用支出申立書（一般用）

別添⑤-2 追加費用相当額支出申立書（常勤弁護士用）

別添⑥ 受任者・受託者向け説明書

別添⑦-1 保管金提出書（記入前）

- 2 同上（記入後）

別添⑧-1 振込依頼書（記入前）

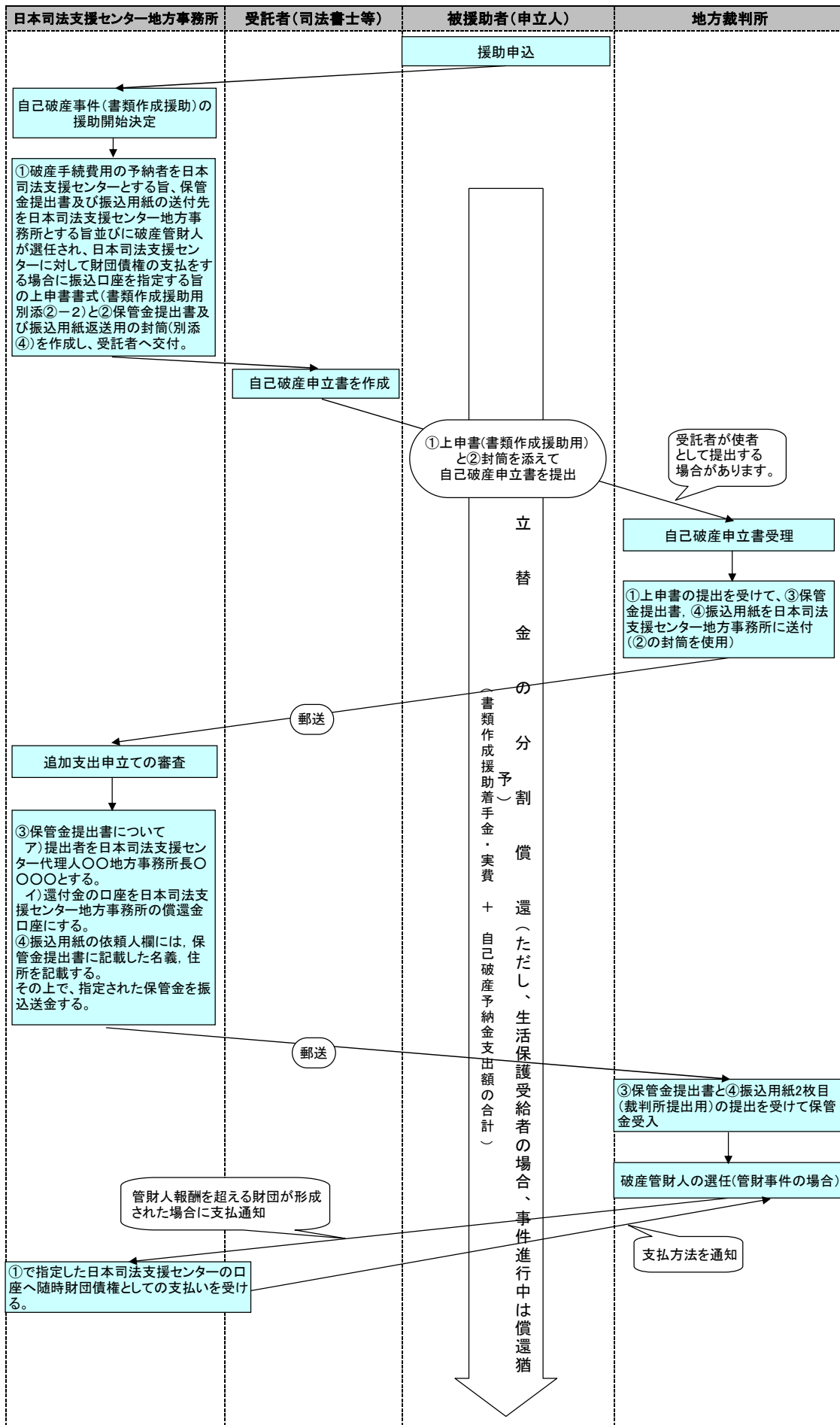
- 2 同上（記入後）

別添⑨ 銀行口座届出書

予納金支出(立替)の流れ
(書類作成援助～破産管財人が選任される場合～)

別添①-2

日本司法支援センター
民事法律扶助課



(書類作成援助)

事件番号 平成____年(フ)第_____号破産申立事件

申立人 _____

平成____年____月____日

_____地方裁判所

御中

日本司法支援センター

代理人 ○○地方事務所長

○ ○ ○ ○ 印

上 申 書

- 1 日本司法支援センター○○地方事務所が、上記申立人を被援助者として、自己破産申立てに係る援助開始決定を行ったことから、標記事件における破産申立費用につき、申立人に代わって、日本司法支援センターを予納者としていただきたく上申します。
- 2 上記の予納に係る保管金提出書等の送付については、日本司法支援センター○
○地方事務所(○○市○○町○丁目○○番地)あてに送付願います。
- 3 なお、標記事件において破産財団が形成され、日本司法支援センターに対して財団債権の支払がなされる場合には、次の口座に振り込んでいただきますよう、破産管財人に通知願います。

金融機関 ○○銀行△△支店

普通・当座 普通預金口座

口座番号 ××××××××

平成**年**月**日

受任者・受託者各位

日本司法支援センター
〇〇 地方事務所

生活保護受給者における自己破産事件の予納金について

平成22年度より、生活保護受給者における自己破産事件の予納金について立替えることが可能となりました。官報公告費用については、あらかじめ援助決定時に立替えることとなりますが、破産管財人が選任された場合は、この管財人費用について、原則として20万円まで、被援助者に代わり当センターが直接裁判所に対して予納いたします。

ただし、管財人費用を立替える場合における官報公告費用は、業務方法書別表3代理援助立替基準、書類作成援助立替基準の上限金額を超えて立替えることになる場合がありますので、個別に地方事務所にご相談ください。

受任者・受託者の先生方におかれましては、当センターより破産管財人費用を第三者予納する際、2ページ以降の点をお含み置きの上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、上記のとおり、管財人費用を立替える場合は、官報公告費用が被援助者直接負担になるばかりでなく、官報公告費用を立替えた援助事件で破産管財人が選任された場合、官報公告費用の精算が発生することがありますので、援助申込に当たっては、破産管財人が選任される可能性があるかどうか、よくご確認のうえで、援助申込をされますよう、お願い申し上げます。

なお、ご不明の点があれば、担当の地方事務所までお問い合わせください。

1 援助開始決定書をお届けする際に、同時に以下の書類も同封してお渡ししますので、ご確認の上、これらの書類も自己破産申立書とともに裁判所に提出されるようにご手配をお願いします。なお、書類作成援助の場合において添付いたしました、返信用封筒の郵券は、予納郵券を使用しますので、貼付する必要はありません。

①上申書（法テラスより裁判所宛）

②資格証明書（地方事務所長の資格を理事長が証明するもの）

③地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（写し）

④返信用封筒（書類作成援助のみ。法テラス地方事務所の住所と、裏面に援助番号を記載したもの。）

⑤追加費用支出申立書

2 申立書が裁判所に提出されたら、事件番号を地方事務所までお知らせください。破産管財人費用の納付手続上、事件番号のみで事件を特定しますので、必ず事件番号をお知らせくださいますようお願いいたします。

3 裁判所から破産管財人費用を予納するよう連絡がありましたら、代理援助の場合、裁判所から届いた振込依頼書と保管金提出書を添えて、追加費用支出申立書を当センター地方事務所に提出してください。振込依頼書や保管金提出書によらず、直接、管財人費用を破産管財人口座へ振込むよう連絡があった場合は、その旨地方事務所にお知らせください。

書類作成援助の場合は、裁判所から当センター地方事務所へ破産管財人費用を予納するよう連絡が入ります。連絡を受けて、当センター地方事務所から受託者の先生に連絡しますので、追加費用支出申立書を作成のうえ、当センター地方事務所に提出してください。

4 地方扶助審査委員の判断に基づき、当センター地方事務所長が破産管財人費用の追加支出を決定したら、その後は当センター本部又は地方事務所にて予納手続を行います。また、還付金が発生する場合も、裁判所から地方事務所の口座に送金されます。

5 なお、破産管財人費用についても、代理援助実費や着手金及び書類作成援助実費や報酬と同様、償還の対象となります（ただし、生活保護受給者においては、援助進行中の償還が猶予され、援助終結後、相手方から財産的給付を受けず、生活保護受給が継続している場合は、その償還が免除されます）。

以上

生活保護受給者の自己破産事件にかかる予納金の立替えについて（日司連まとめ）

1. 生活保護受給者の自己破産事件にかかる予納金の立替えについて

生活保護受給者の自己破産事件にかかる予納金は、原則20万円を限度に立て替えられます。

なお、官報公告費用については、あらかじめ援助開始決定時に立て替えられることとなりますが、破産管財人が選任された場合は、この管財人費用について原則20万円まで立て替えられます。

ただし、管財事件の場合、官報公告費用は別途、予納金の立替え上限金額を超えて立て替えられる場合がありますので、個別に地方事務所へご相談ください。

また、予納金は、被援助者に代わり、法テラスから裁判所へ直接納付されます。

※援助申込みにあたっては、破産管財人が選任される可能性があるかどうか、十分に確認してください。

2. 援助開始決定書とともに送付される書類について

受託者等に対しては、法テラスより、援助開始決定書とともに以下の書類が同封されますので、確認の上、これらの書類も自己破産申立書とともに裁判所に提出してください。

なお、書類作成援助の場合に添付される返信用封筒の郵券は、予納郵券が使用されるので、貼付する必要はありません。

- ①上申書（法テラスより裁判所宛）
- ②資格証明書（地方事務所長の資格を理事長が証明するもの）
- ③地方事務所長等の支払保証委託契約等の権限に関する規程（写し）
- ④返信用封筒（書類作成援助のみ。法テラス地方事務所の住所と、裏面に援助番号を記載したものの。）
- ⑤追加費用支出申立書

3. 申立書が受理された後の地方事務所への事件番号の連絡について

裁判所に申立書が受理されたら、事件番号を地方事務所へ連絡してください。

破産管財人費用の納付手続上、事件番号のみで事件が特定されるため、必ずご連絡ください。

4. 裁判所からの破産管財人費用の予納に関する連絡について

書類作成援助の場合、裁判所から地方事務所へ、破産管財人費用を予納するよう連絡が入ります。

上記連絡を受けて、地方事務所から受託者へ連絡があるので、追加費用支出申立書を作成の上、地方事務所に提出してください。

5. 破産管財人費用の追加支出及び還付金について

地方扶助審査委員の判断に基づき、地方事務所長により破産管財人費用の追加支出が決定されると、その後は、法テラス本部又は地方事務所にて予納手続が行われます。

また、還付金が発生する場合も、裁判所から地方事務所の口座に送金されます。

6. その他

破産管財人費用についても、代理援助実費や着手金及び書類作成援助実費や報酬と同様、償還の対象となります。

ただし、生活保護受給者においては、援助進行中の償還が猶予され、援助終了後、相手方から財産的給付を受けず、生活保護受給が継続している場合は、その償還が免除されます。

生活保護受給者に対する援助事件の一律償還免除処理について

目 的

- 現状 → 生活保護受給者であっても償還可能な者は償還を基本とする。
→ 償還が困難な案件も少なくない。

- 1 生活保護受給者の負担軽減
生活保護費を国から支給され、その中から法テラスへ償還している。
- 2 債権の適正な管理
償還が困難又は不可能からの滞納状態の放置を改善

概 要

一律免除のパターン

① これから援助を受ける者

- 援助開始時に償還猶予して援助終了時に償還免除

実施時期 平成 22 年 1 月 1 日以降に新たに契約及び援助決定をする生活保護受給者について適用

- 実施方法 ●援助決定時に併せて償還猶予決定
●終了決定時に併せて償還免除決定

※ハンドブックの改正

ただし、事件において財産的給付があった場合を除く

(業務方法書第 60 条、第 65 条)

② 事件が進行中の者

- 猶予申請をする

本人の意思を確認の上、受任者・受託者から申請。

申請意思の確認のために本人の署名押印

→ 業務方法書 33 条

「被援助者から・・・申請を受けた場合」については本人の申請と同視しうるものとする。

③ 援助終了者

- 免除申請をする

事件進行中の者への対応

受任者・受託者及び単位弁護士会・単位司法書士会の協力対応の手順

- 1 地方事務所毎に事件進行中の生活保護受給者案件の抽出（平成 21 年 12 月）

- 2 受任者・受託者へ平成 22 年 1 月下旬に償還猶予申請書を本部からの一括発送
弁護士会・司法書士会から会員への協力依頼
- 3 償還猶予申請
添付書類 受給証明書や受給証の写し
本人の氏名押印
- 4 猶予申請書の点検（平成 22 年 2 月中旬頃まで）
- 5 決定書の送付（平成 22 年 3 月中旬）

上記 2 の後の対応

- 受任者等からの回答がない場合 → 受任者等への督促又は本人への連絡
受任者等の死亡等による連絡がつかない場合 → 本人への通知
申請があったものについて猶予決定を行う
→ 被援助者本人の不利益を回避
→ 連絡注意案件は受任弁護士、司法書士へ

援助終了者への対応

- 被援助者本人への免除承認申請を行う旨の通知
→ 申請があったものにつき免除決定を行う。

既に事件終結のものであるために受任者等には連絡しない。
ただし、被援助者からの連絡があった場合には対応をお願いしたい。

- 被援助者本人への連絡
連絡注意案件については地方事務所からの連絡
免除申請後の自動引き落としへの対応として申請書に●●日までに提出
されれば、●●日から猶予する旨の記載

無反応に対する督促はしない → 通常の債権管理

問い合わせ対応

- Q 支払済みの分は返金されるか
A すでに支払われた分は返金されない。
Q 準生活保護受給者は対象とならないのか
A 対象とはならない。個別的な判断となるため、収入のわかる書類を用意して地方
事務所にて申請及び審査の手続き

準生活保護要件該当者についての免除要領

第 1 はじめに

償還免除制度については、民事法律扶助の制度趣旨からは、適切かつ十分に活用されることが望ましいといえます。一方で、事業の原資である国費の適正支出の観点からは、免除に関する運用は、納税者である国民の納得を得られるものでなければなりません。

この点、支給開始に先だって、訪問や関係機関等への照会等を用いた厳格な調査と審査を経ている生活保護受給者とは異なり、準生活保護要件該当者については、様々な生活状況の方が含まれていることから、形式的な免除審査にはなじまない点があることは否定できません。もっとも、適正な審査水準の確保や、審査手続の合理化の観点からは、免除審査にあたっての基準を、可能な範囲内で明確化することにより、全国的に免除審査の運用を標準化することが求められます。

免除の対象となるべき方については、積極的に制度を利用してもらうことにより、経済的更生を促すとともに、回収が著しく困難な債権を適切に処理して法テラスの債権管理の適正化を図り、要件を満たさない方については、確実な償還を促す必要があります。このような観点から、準生活保護要件該当者の免除手続について、その基準及び審査方法を見直すこととし、民事法律扶助業務運営細則（以下、「細則」といいます。）について必要な改正を行うとともに、審査における指針となるべき基準を新たに策定することにしました。

第 2 免除要領の概要

今回の細則改正に伴う変更点と、新しい審査基準の概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、別紙を参照してください。

（参考：新細則の内容）

第 2 8 条 業務方法書第 3 2 条第 3 項第 2 号及び第 6 5 条第 1 項第 2 号に規定する

「前号に該当する者に準ずる程度に生計が困難」であるときは、被援助者が、次に掲げる要件のいずれをも満たすときをいうものとする。

- 一 被援助者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう。）にその配偶者の収入を加算した額が、代理援助及び書類作成援助資力基準第 1 の 1 の一で定める額を 70 パーセントへと減じた上で同基準第 1 により定められる額以下であること。
- 二 被援助者及びその配偶者が保有する不動産、預貯金その他の資産について、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情があること。

1 新細則第 2 8 条第 1 号について（収入についての基準）

収入に関する基準については、従前どおり、代理援助及び書類作成援助資力基準第

1の1の一で定める額をその70%に減額した上で、同基準第1が準用されます。

2 新細則第28条第2号について（資産についての基準）

(1) 被援助者又はその配偶者が、不動産、預貯金その他の資産を保有している場合には、「当該資産を償還に充てることのできない合理的事情」の有無について判断します。

(2) 「当該資産を償還に充てることのできない合理的事情」の判断に当たっては、次の要素を考慮するものとします。

住宅、農地又は動産であって、生活のために必要であり、かつ、これを保有することが、その資産価値等に照らし、被援助者又はその配偶者の年齢、職業、住所地及び家族状況からして相当と認められるものであること。

不動産その他の資産であって、換価困難なものであること。

現金、預貯金その他の金融資産であって、将来負担すべき医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等（冠婚葬祭費を含む。）のために備蓄しておくことが必要であり、かつ被援助者又はその配偶者の年齢、収入、職業及び家族状況からして相当と認められるものであること。

民事執行法第131条各号に掲げる差押禁止財産であること。

3 その他

(1) 業務方法書の実質的内容については、改正は行いません。したがって、業務方法書第65条第1項ただし書の要件や、免除の相当性の要件については、何らの変更もありません。

(2) 細則第29条についても、改正は行いません。したがって、業務方法書第65条第1項第2号における「将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められる」という要件についても、何らの変更があるわけではありません。

(3) 審査基準の運用状況を把握するため、当面の間、全件について本部との協議を行うこととします。

(別紙)

1. 収入要件に関する資料について

収入要件については、従前と変更がありませんので、これまでと同様の資料の提出を求め、これに基づいて判断します。ただし、従来は、提出を求める資料について、必ずしも明確な基準がなかったため、これを明確化するという観点から、後記記載の資料の提出を求めることとします。なお、疎明資料の確認にあたっては、「提出資料一覧表」を用いて確認を行ってください(資産の有無等に関する資料についても同様です。)

提出を求める資料は、免除申請時に全ての提出を求めることとし、原則として、援助開始等の審査において提出された資料の援用は認めません。ただし、課税証明書または非課税証明書、固定資産評価証明書、確定申告書の写しについては、年度をまたがない場合に限り、援用を認めることとします。

具体的には、基準額を明確にする必要があることから、住民票の写し(3か月以内のもので、世帯全員の記載があるもの)の提出を求めます。また、収入を明らかにする観点から、被援助者及びその配偶者のそれぞれについて、職業を問わず、課税証明書または非課税証明書(直近1年分) 給与所得者の場合には、給与明細書の写し(直近2か月分) 自営業者の場合には確定申告書の写し(直近1年分、受領印のあるもの)

年金受給者の場合には、裁定通知書・支給額変更通知書・年金振込通知書等(1年以内のもの)の提出を求めます。

基準額に加算される家賃・住宅ローンについては、賃貸借契約書や住宅ローン契約書の写しなど、領収書の写し(ただし、通帳の記載により、家賃等を支払っていることが明らかな場合には、不要です。)の提出を求めます(控除が不要な場合には、これらの資料の提出を求める必要はありません。)

なお、後述のとおり、資産確認のため、預貯金の通帳の写しの提出を求めますが、収入についても、通帳の入金履歴を確認して、遺漏がないかどうかの確認をすることとします。

2. 資産の有無に関する資料について

不動産を有する場合には、登記事項証明書及び固定資産評価証明書(いずれも3か月以内)を、不動産を有しない場合には、住所地における無資産証明書(3か月以内)の提出を求めます。

預貯金については、通帳の写し(申請前2週間以内に記帳されたもの。過去1年分)の提出を求めます。通帳がない場合には、過去1年分の取引履歴のわかるもの(web上の取引明細をプリントアウトしたものや、取引履歴証明書など)の提出を求めます。なお、資産に関しても、通帳の入金履歴を確認し、遺漏がないかどうかの確認をします。

有価証券がある場合には、有価証券の写し(証券がある場合)と、時価を証する資料も併せて、提出を求めます。

保険については、保険証券の写しのほか、解約返戻金の証明書の提出を求めます。

自動車がある場合については、車検証の写しとともに、新車登録から 5 年以内の車と、国産車ではない車については、査定書の写しの提出を求めます。

その他の動産については、時価を証する資料の提出を求めます。

3. 保有資産を償還に充てることのできない合理的事情の有無の判断について

下記の「ないし」を基準として、保有資産を償還に充てることのできない合理的事情があるか否かを判断します。判断にあたっては、全ての保有資産について、「ないし」のいずれかに該当する必要があります。すなわち、保有資産の中に、「ないし」のいずれにも該当しないものがある場合には、合理的事情がないものとします。

住宅、農地又は動産(自動車を含む。)であって、生活のために必要であり、かつ、これを保有することが、その資産価値等に照らし、被援助者又はその配偶者の年齢、職業、住所地及び家族状況からして相当と認められるものであること

住宅及び農地に関する「生活のために必要」という要件については、業務方法書別表 1「代理援助及び書類作成援助資力基準」第 2 の 1 の二においても、本要件と同様の基準が規定されていますが、その判断基準は、これと何ら変わるところがありません。したがって、この要件の判断にあたっては、代理援助及び書類作成援助における審査と同様の方法により、判断を行ってください。

ただし、住宅が相当程度の価値を有している場合(ローンの残額を問いません。)には、被援助者等の年齢、職業、住所地及び家族状況に照らし、相当か否かを特に慎重に判断します。

動産については、動産の種類ごとに、個々に判断することになります。

例えば、自動車については、被援助者等の住所地や職業、生活状況などを考慮することとします。高級車や、2 台目以上の車については、原則としてこれに該当しません。

不動産その他の資産であって、換価困難なものであること。

不動産については、山林や原野であって、買い手がつかない場合や、農地で転売が困難な場合などがこれに該当します。ここにいう換価困難とは、経済的な理由によって換価が困難な場合を指しますので、当該不動産に現に居住しているといった事情では、換価困難な場合に当たりません。

「その他の資産」としては、換価価値の少額な貴金属類が考えられます。

いずれの場合も、換価が困難である理由を記載した書面(例えば上申書など)の提出を求めます。

現金、預貯金その他の金融資産であって、将来負担すべき医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等(冠婚葬祭費を含む。)のために備蓄しておくことが必要であり、かつ被援助者又はその配偶者の年齢、収入、職業及び家族状況からして相当と認められるものであること。

細則第 8 条第 2 項において、本要件と同様の基準が規定されていますが、その判断基準は、同条と何ら変わるところがありません。したがって、この要件の判断に

あたっては、代理援助及び書類作成援助における審査と同様の判断を行ってください。

医療費、教育費等への支出のための備蓄の必要性については、その理由を証する書面（診断書、在学証明書など）の提出を求めます。

民事執行法第131条各号に掲げる差押禁止財産であること。

これに該当するのは、下記の動産類です。

ただし、同条第3号については、民事執行法の規定とは異なり、動産である現金のみならず、預貯金その他の金融資産の額も合算して判断することとします。なお、「政令で定める額」は、現行では66万円です（民事執行法施行令第1条）。

- 一 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- 二 債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃料
- 三 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭
- 四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
- 五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
- 六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）
- 七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
- 八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物
- 九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類
- 十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名誉を表章する物
- 十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具
- 十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの
- 十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
- 十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

4. 自己破産申立事件について

自己破産申立事件については、破産申立書に資産についての記載があり、これを前提として破産及び免責の可否が判断されることに鑑み、免責許可決定に近接して免除申請がなされた場合は、詳細な資料の提出を求めず、破産申立書の記載の援用を認めることとします。なお、これはあくまで、資料の提出に代えて、破産申立書の記載事項の援用を認めるということですので、収入や資産等の要件自体を緩和するものではありませんから、これらの要件については、破産申立書の写しの記載内容等をもとに確認する必要

があります。

具体的には、免責許可決定の確定日から1か月以内に免除申請がなされた場合については、破産申立書（資産目録、陳述書、家計収支一覧表等を含む。）の写し、免責許可決定正本の写し、免責許可決定の確定証明書を提出することにより、収入及び資産に関する資料（配偶者のものを含む。）の提出に代えることができます（これは、免責許可決定確定前の免除申請を認めないという趣旨ではありません。免責許可決定確定前に免除申請を行った場合は、確定から1か月以内に確定証明書の追完が必要となります。）。なお、破産申立書の写しは、裁判所の受理印が押されているものか、破産申立受理票が添付されているものに限りません。

5. 資力回復困難要件について

細則第29条については、今回は改正を行いません。

なお、同条第5号の「今後1ないし2年で、現在よりも生計が改善される見込みに乏しい」との要件については、抽象的な要件であるため、その判断が困難な面があります。同号に該当する場合としては、例えば15歳以下の子をひとり親家庭で養育している場合などが考えられますが、今後、事例の蓄積をふまえ、同号該当性判断の参考となる事例集を作成することなどを検討しています。

提出資料一覧表

自己破産申立事件における特例		
破産申立事件において、 免責許可決定確定から1か月以内に申請があった場合	破産申立書の写し <small>(裁判所の受領印があるか、破産申立受理票が添付されているもの)</small> 免責許可決定正本の写し 免責許可決定の確定証明書	これらの書類が全て提出された場合には、 収入・資産に関する資料(配偶者を含む。)の提出を不要とする。
収入に関する資料		
本人と配偶者	全員	住民票の写し(3か月以内のもの。世帯全員の記載のあるものに限る。) 課税証明書または非課税証明書(過去1年分)
	自営業者	確定申告書の写し(直近1年分・受領印があるもの)
	給与所得者	給与明細書の写し(直近2か月分)
	年金受給者	裁定通知書・支給額変更通知書・年金振込通知書等 (1年以内のもの)
控除の場合	自己(または配偶者)所有の住宅に居住	住宅ローン契約書の写し 領収書の写しなど
	借家に居住	賃貸借契約書の写し 領収書の写しなど
収入に関する資料		
不動産	あり	登記事項証明書(3か月以内のもの) 固定資産評価証明書(同上)
	なし	無資産証明書(3か月以内のもの)
自動車	あり	車検証の写し 査定書(写し可)
	なし	
その他の動産	あり	時価を証する資料 生活のために必要等であることを証する資料 換価不能であることを証する資料 差押禁止財産であることを証する資料
	なし	
現金	あり	
	なし	
預貯金	あり	預金通帳の写し 過去1年分 2週間以内に記帳すること
	なし	
有価証券	あり	取引履歴証明書等 過去1年分
	なし	
保険	あり	有価証券の写し……………証券がある場合 時価を証する資料 やむを得ない出費等を証する資料 差押禁止財産であることを証する資料
	なし	
有価証券	あり	預金通帳がある場合 預金通帳がない場合
	なし	
保険	あり	保険証券の写し 解約返戻金証明書
	なし	

生活のために必要であり、かつ、これを保有することが、その資産価値等に照らし、被援助者又はその配偶者の年齢、職業、住所地及び家族の状況からして相当と認められることを証する資料
換価不能であることを証する資料
将来負担すべき医療費・教育費又は職業上やむを得ない出費等のために備蓄しておくことが必要であり、かつ被援助者又はその配偶者の年齢、収入、職業及び家族の状況からして相当であることを証する資料
民事執行法第131条各号に掲げる差押禁止財産であることを証する資料

償還免除及び償還猶予申請書

【資料】

援助番号 0000-000000

申請者	住所 〒						
	氏名 (旧姓)						
	職業						
生活状況	生計を同じくする家族	氏名	続柄	年齢	職業	月収	備考
	生活保護適用の有無	無・ <input checked="" type="radio"/> 有					
将来の資力回復の見通し							
備考							
事件の状況	事件名	免除及び猶予申請時点で援助を受けている案件					
	事件終結の結果相手方から給付を受けるべき財産の価格及びそれを得る見込み						
	備考						
<p>当該事件につき、立替金を償還することが困難な事情がありますので、次のとおりその償還の免除を得たく申請します。 あわせて、立替金の償還免除が決定されるまでは、その償還の猶予をされたく申請します。</p> <p style="text-align: center;">免除及び猶予を受けようとする金額 免除及び猶予申請時点で存在する立替残額</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 印</p> <p>日本司法支援センター 御中</p>							

下記書類をもう一度確認してください。

申請書（本書） 日付の記載、署名・押印がきちんとされているか確認してください。

生活保護受給証明書（3ヶ月以内のもの）→書類が確認できたら、返信用封筒（80円切手を貼ってください）へ入れて、郵送してください。

償還免除及び償還猶予申請書

援助番号 0000-000000

1	住所	〒***-**** 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1					
	氏名 者(旧姓)	支援 太郎					
生活状況	職業			月収			
	生計を同じくする家族	氏名	続柄	年齢	職業	月収	備考
		2					
	生活保護適用の有無	無・有					
	将来の資力回復の見通し						
備考							
事件の状況	事件名	免除及び猶予申請時点で援助を受けている案件					
	事件終結の結果相手方から給付を受けるべき財産の価格及びそれを得る見込み						
	備考						
<p>当該事件につき、立替金を償還することが困難な事情がありますので、次のとおりその償還の免除を得たく申請します。 あわせて、立替金の償還免除が決定されるまでは、その償還の猶予をされたく申請します。</p> <p>免除及び猶予を受けようとする金額 免除及び猶予申請時点で存在する立替残額</p>							
平成 21 年 〇月 〇日							
3	申請者			支援 太郎	印 支援		
日本司法支援センター 御中							

①住所と名前を確認してください。変更があれば、変更後のものを右側に記載してください(変更がなければそのまま結構です)。

②記入は不要です。

③記入した年月日、お名前を書き、印鑑を鮮明に押し印してください。

司支扶第49号
平成22年9月28日

日本司法支援センター
地方事務所長 殿

日本司法支援センター
事務局長 田中晴雄

司法書士による法律相談の過程で係争物の価格が簡易裁判所の事物管轄を超えることが判明した場合における相談料の取り扱いについて（通知）

司法書士による法律相談において、法律相談援助の申込み段階では簡易裁判所の事物管轄である140万円以内であると推認された法律相談案件が、法律相談の途中または法律相談の結果、係争物の価格が140万円を越える等の事情が判明した場合に法律相談援助の法律相談費を支払うことができるか、判断に迷うケースが報告されています。業務方法書上、簡易裁判所管轄以外の事件や、係争物の価格が140万円を越える紛争に関する相談は、相談担当者が司法書士の場合「弁護士法その他の法律により法律相談を行うことを業とすることができる者による法律相談」（業務方法書第5条第3項）に該当せず、法律相談費を支払うことはできないのが原則です。

しかし、センターに寄せられる大量の相談の中には、法律相談援助の申込み時においてそれが簡裁管轄事件であるか否かの峻別が必ずしも容易でないものや、申込者の認識では簡裁管轄事件であったものが、詳細に事情を聴取したところ、実際は地方裁判所又は家庭裁判所管轄事件であったと判明する場合も少なくありません。このような場合に、現実に事情聴取を行い、法律相談業務に着手したにもかかわらず、後から判明した事情によって一律に相談料の支払いができないとすることは、現実にかかる相談のために業務時間を割いて対応した相談担当者の労力を全く考慮しない点で、問題があります。

そこで、前記のように、法律相談援助の申込み時には法律上の権限があると正當に判断されて法律相談業務を開始したにもかかわらず、相談担当者の責めに帰すべ

からざる事情によって、権限外の法律相談であることが判明したような場合には、判明時以降の適正な処理を行うことを条件として、通常基準に従って法律相談費を支払うこととし、法律相談費を支払うべき場合とそうでない場合を明確にするため、以下の基準を定めました。

なお、今回お示しする基準は、これまでの具体的事例をもとに策定しましたが、それでもなお具体的事情に応じて判断に困る事例が生じた場合には、本部民事法律扶助課（担当：小森）あてに意見照会を行ってください。

【要件】

- 1 訴額または管轄以外の扶助相談援助の援助要件を充たしていること。
- 2 申込者の申告内容その他法律相談援助申込み時の事情から、司法書士による法律相談が可能（権限内）と合理的に判断されたこと。
- 3 訴額または管轄が司法書士の相談対象でないこと（権限外）が、法律相談開始後に判明したこと。
- 4 権限外であることが判明した時点で速やかに法律相談を中止し、中止の理由を相談者に説明した上で、しかるべき対応が行われたこと。
- 5 以上1～4が法律相談票に記載されていること

【具体例】

1 多重債務案件

- (1) 債権者3社、一社あたりの債務額が100万円前後であるところ、収入は比較的安定していることから何とか任意整理をしたい、との本人申告に基づいて、法律相談を開始したが、持参した資料を精査したところ、債権者数は5社以上、債務総額も引き直し計算後でも500万円を大きく超えていることが判明した。債権調査の結果を本人に説明して方針について改めて確認したところ、本人からは、負債の額がそこまでふくらんでいるのであれば整理は無理なので、破産申立したいと方針変更の意向が示されたことから、書類作成援助（自己破産申立）となった。
- (2) 過払金の返還請求に関する法律相談において、本人の申告する当初借入額、返済状況からして、過払い金が140万円を超えることはない判断されたことから、受任を前提として法律相談を実施し、債権調査を行ったところ、過払い金が160万円であることが判明した。このため過払い金返還交渉や訴訟は代理できないことを説明したところ、本人訴訟を希望されたことから、書類作成援助を利用して訴状を作成した。

2 一般の金銭請求案件

- (1) 交通事故に基づく損害賠償請求の法律相談において、申込者からの説明では、後遺症もなく通院期間も短いこと、その他の資料からも高額な損害賠償請求事案ではないと考えられたことから、法律相談を開始した。ところが詳細に事情を聞いてみると、後遺症の残存が疑われ、『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準』（いわゆる『赤い本』）を確認したところ、請求額が140万円以上であることが判明した。そこで、自賠責保険の手続を行うよう助言の上、さらなる法律相談は行えない理由を説明して、弁護士による法律相談を案内した。
- (2) 夫の不倫相手に損害賠償請求をしたい、賠償額としては100万円程度を考えているという法律相談援助の申込み時の説明にもとづいて法律相談を開始したところ、話が拡大してしまい、婚姻費用や離婚請求の話に至りそうになったため、家庭裁判所で一括処理することが適切と考え、家庭裁判所の取り扱う案件の相談は行えない理由を説明して弁護士による法律相談を案内した。

本件に関するお問い合わせ先

民事法律扶助課 小森（内線 2054）

tk1366@houterasu.or.jp

以上